

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

「戦後処理」に粉骨碎身の決意 田口健二

■特 集

高齢社会福祉プログラム（中間報告）を発表

■資 料

第71回中央委員会関係

閣外政策会議関係

日本社会党政策審議会

7
1994 NO. 334

沖縄 社会新報ブックレット を読む。90分で読む

第11回配本

まーかいが ウチナー

どこへ行く 沖縄

上原康助前沖縄開発庁長官と照屋林賢(りん
けんバンド)の対談、大田昌秀沖縄県知事

建設大臣260日

45年ぶりの社会党閣僚チャレンジ体験記

五十嵐広三前建設大臣

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）A5判64頁

■創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗 ■金竹小の金と権力=伊藤博敏 ■これまでの社会民主主義・これからの中道民主主義=住沢博紀 ■政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆 ■知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎 ■93年激変・連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛 ■ミッテランとロカール=成沢宗男 ■社会が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明 ■夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子 ■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士 ■国会でチャレンジ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂 ■いま、社会民主主義を選ぶ・世紀末ジャパンの労働と生活=熊沢誠 ■会社本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也 ■政策提案型市民運動のすすめ・理念編=須田春海 ■社会党あるいは社会党的なものの行方=吉本隆明 ■カンボジアPKO体験記=柳原滋雄 ■写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円) ■東経148°からのSOS・転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好 ■環日本海の将来・隔ての海から結び合う海へ=環日本海フォーラム ■あたりまえだよ男の子育て・育児休業一年間の体験記=鈴木政俊・圭子、広岡守穂 ■環境保全型農業へ・ポストウルグアイラウンドを探る=辻一彦・唯是康彦ほか ■お坊さんも外国人労働者も・コミュニティユニオンの街づくり仲間づくり=小畠精武ほか

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)

申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。

入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

三月二二日から二四日にかけて、超党派の台湾戦後処理議員懇の社会党代表として初めて台湾を訪問いたしました。

私が、台湾の戦後処理に関わるようになったのは、国会に議席を得て内閣委員会に所属し昭和六三

与や軍事郵便貯金等のいわゆる確定債務については未解決となつており、その解決のために議員懇で取り組んで来ましたが、台湾側の窓口が一本化されおらず、いろいろと問題もありましたが、今般、台湾の立法院においても同趣旨で

に如かずで、初めて、この目で見て、今まで想像していた認識とは随分違うと思いました。特に、今回の一回の会合は、確定債務に関する五項目（未払い給与、軍事郵便貯金、台湾記号外地郵便貯金、簡易保険、郵便年金）の程度の合意が得られるかどうかでしたが、真剣に問題を討議し、

また、お互に誠心誠意話し合うルールが敷かれたことは前進であつたと思います。

六月一日には、東京で第二回の会談が開かれ、台湾側委員は確定債務の物価対比などの程度にするかを問題とし、日本側は実現可能な対応を希望し、戦後五十年放置してきた歳月の重みをつくづく感じました。

年四月、台湾の旧日本軍人軍属の遺族に対し、特別弔慰金を支給するための議員立法で『特定弔慰金の支給に関する法律案』の取りまとめをしたことが契機となりました。

しかし、元軍人軍属の未払い給

超党派の『民間対日債権処理委員会』が発足し、そこが窓口となることになり、第一回の会合を開くために訪台しました。

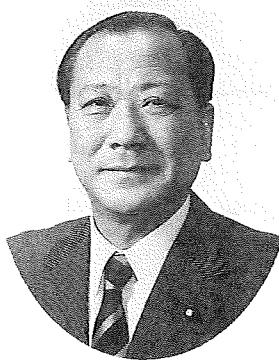
これまで、台湾の政治情勢については、マスコミを通じて多少の知識はありましたがあ、百聞は一見

双方の立場を理解し、以下の合意になりました。

一、双方は、人道精神に基づいて、政治的手段により、この問題に取り組むというコンセンサスを得るに至った。

一、双方は、この問題の協議を

卷頭言



「戦後処理」に 粉骨碎身の決意

田口 健二
政策審議会副会長

この確定債務のみならず、被爆者援護法、従軍慰安婦問題、強制連行問題、恩欠者問題、等々の戦後処理を怠ってきた政府の責任は重大であります。この戦後処理問題が解決しない限り、眞の戦争終結はないと思います。一日もはやい解決が必要であり、そのためには、私は、愚直なまで戦後処理にこだわって頑張るつもりです。

(たぐちけんじ・衆議院議員)

7月刊『政策資料』

No.
334号

1994年7月号

特集 高齢社会福祉プログラム（中間報告）

戦後福祉社会から二一世紀福祉社会へ

概要

高齢社会福祉プログラム（中間報告）

付属資料――対比表他

資料

- ✓ 憲法記念日にあたつて
- ✓ 国会改革への取組みについて

55 43

24 7 4

レ〔第七一回中央委員会関係〕

・委員長挨拶

・一般党務報告（書記長）

・社会党税制調査会「指針案」提起以降と今後の取組みについて

・行財政改革プロジェクトチーム経過報告

✓〔閣外政策会議関係〕

・日本社会党と新党さきがけ・グループ青雲・民主の風の政策会議（報告）

✓・福祉・行革・税制協議会の設置について

✓・「農業政策協議会」報告

政策の焦点

環境保全型農業への展開へ

行川
清

65

59 58 57 52 51 46 43

特集

高齢社会福祉プログラム（中間報告）

社会党の高齢社会福祉プログラム特別調査会（会長池端清一衆議院議員）は、五月二六日に「福祉プログラム～戦後福祉社会から二一世紀福祉社会へ～」（中間報告）を発表した。

去る一月の党大会において、政権与党として、年金改革や予想を超える出生率の低下等の条件の変化を踏まえ新しい福祉ビジョンの策定を決め、二月五日の村山委員長の岐阜談話でそのための特別調査会の設置を発表し作業を進めてきた。その過程で、国民福祉税問題が浮上し、財源策とも連携しながら議論が行なわれてきた。

従来の社会党的政策と較べて、福祉における本人の自己決定の重要性、世帯単位だけでなく個人単位でシステムを練り直すことなどを強調した点、国の責任を追求するあまり全国一律の画一主義への偏りを改め分権型福祉を体系づけた点、負担問題に正面から取り組んだ点、等々を取上げ、戦後型福祉からの脱却を求める

二一世紀への橋渡しを提起したことに特徴がある。

また、厚生省「福祉ビジョン」（三月二八日）との相違点は、公助を基軸にしたこと、分権型福祉と地方自主財源の強化を明示したこと、基礎年金の国庫負担

率の引上げを明確に打ち出したこと、障害者施策を強調したこと、等々である。詳しくは厚生省ビジョン、連立与党の福祉政策、自民党との比較一覧を参照していただきたい。

一九九四・五・二六

高齢社会福祉プログラム 中間報告の概要

—戦後福祉社会から二一世紀福祉社会へ—

日本社会党

高齢社会福祉プログラム特別調査会

八〇年時代に即応した新しい高齢社会福祉プログラムを提唱。

人生五〇年時代の考え方に基づく戦後の社会保障システムについて大胆に見直し、人生

2 我々が目指す二一世紀福祉社会

1 はじめに

(1) 本人の自由な選択と自立・継続の尊重

「ノーマライゼーション」の考え方を基軸。

一部の「弱者」だけを対象とするのではなく、普遍化された社会サービスを本人が自由に選択し自立した継続性のある生活を送ることができるシステム。

(2) 公助を中心とした、共助、自助の重層的な組み合わせ

(3) 個人単位を基軸とする社会保障システム世帯単位のシステムから個人単位を基軸とする社会システムに再構築。

3 分権型福祉社会の創造

(1) 分権型福祉システム
住民に身近なサービスは日常の地域生活圏で提供する「コミュニティー福祉」。

権限と責任を有する市町村が住民との対話を重ね地域に応じた課題設定等を行う分権型施策形成へ転換が必要。国から都道府県、さらに市町村に権限移譲を推進。

(2) 地方財政の強化
社会保障における基礎的行政単位の確立

4 基礎年金の改革等年金制度の確立

(1) 二一世紀に向けた課題

公的年金制度は世代間扶養の制度。今後の主な課題は、六五歳までの雇用と年金との接続が図られるような高齢者雇用の推進、

公的年金制度の一元化、女性の年金権の拡大、基礎年金に係る負担の改革。

(2) 基礎年金の税方式への必要性。

基礎年金は老後の基礎的な生活を保障。基礎年金の空洞化を解決する観点と保険料納付との如何にかかわらず国民すべてにナショナルミニマムを確保する観点から、現行の社会保険方式から税方式への移行について検討を進めるべき。当面、国庫負担率を段階的に引き上げ。

(3) 基礎年金財源の確保
国庫負担率を三分の一から二分の一に引き上げるだけで約二兆円必要。租税財源を安定的に確保するための方策が不可欠。

5 介護システムの確立 ～「寝たきり」をゼロにし、自立を支援するために～

(1) 新ゴールドプランの策定
現行ゴールドプランを大幅に見直し新ゴールドプランを早急に策定することが必要。一九九五年度予算編成に直ちに反映すべき。シーリング等における予算編成上の特別な配慮や必要な財政需要に対応できる適切な財源措置が必要。

(2) 新ゴールドプランの事業内容と整備水準
ホームヘルパーの少なくとも倍増、寝たきり老人ゼロ作戦の徹底をはじめ、現行ゴールドプラン事業経費の最低限五割増程度

(一九九五～一九九九年度の経費は国庫ペースで四・五～五兆円程度)を確保すべき。

(3) 実施基盤の確立
ゴールドプランを閣議決定し緊急整備促進の法的措置も含めた実施基盤の確立。

(4) 新しい介護保障システム
総合的で質の高いサービスが提供され、介護費用を公平に負担する利用型の新しい介護保障システムを早急に検討し介護の社会化を実現すべき。

(5) 看護・介護休業法の制定
専門的な知識や技能を有する人材の大量確保

(1) 6 保健医療福祉マンパワーの確保
人材は二一世紀福祉社会のインフラ。養成施設の整備拡充、労働条件の改善、多様で柔軟な就労形態の活用、研修の充実、社会的な評価などにより中核となる施設職員、ホームヘルパー、看護婦等を確保。公務員の就労形態や勤務時間も弾力化。

(2) ボランティア活動の支援

(1) 7 子育ての社会的支援
安心して子供を産み、育てることができ社会の実現
子供を持ちたい人が安心して子供を産み

育てることができ、子供自身が健全に成長していけるよう、子育てを健全な次世代の形成という社会全体の問題と捉え、コストを社会全体として負担する仕組みに改めることが必要。

(2) エンゼルプランの策定

子育てを社会的に支援するための総合的な計画（エンゼルプラン）の策定、推進が必要。その柱は子育てと仕事の両立できる雇用システムの確立、利用者主体で多様なニーズに対応できる保育サービス、低学年児童対策の充実、経済的負担の軽減等。

8 障害者施策の推進

(1) ノーマライゼーションの理念の実現に向けて

昨年三月の「障害者対策に関する新長期計画」を強力に推進すべき。

(2) 新長期計画の強力な推進

公的障害者施策について、ゴールドプランのように具体的な目標設定による計画的推進が必要。都道府県、市町村が障害者計画を策定し国が支援。ケアシステムの充実、住宅の確保、所得保障が最も重要。

(1) 9 医療の改革
医療の質の向上
民間医療機関が重要な役割。療養環境の備

改善と施設の近代化、インフォームド・コンセント、施設機能の体系化と急性期医療機能の重点的充実、かかりつけ医の条件整備、国公立医療機関の運営体制の見直しなど。

(2) 安心して医療にかかる医療保険制度の確立

国民皆保険体制は我が国の医療の根幹。制度間、保険者間の給付と負担の公平が必要。薬漬け医療等を是正し、診療報酬は出来高払いを基本としつつ病状に応じて定額制も推進。医療システム効率化のため不合理な保険外負担を解消しながら給付を重点化。患者ニーズの多様化・高度化に対応。

(4) (3) 看護婦等医療マンパワーの確保
国民健康保険制度の立て直し

高齢者の医療負担の公平化、低所得者医療費の国・都道府県・市町村の共同負担、保険料の地域間格差是正のための都道府県の関与の強化などが必要。医療保険の一元化に取り組むべき。

(2) 10 福祉インフラの整備
公共投資の配分の見直し
社会安全保障施策関連の住宅、まちづくり、情報化等の分野への重点的投资が必要。備

(3) 福祉のまちづくりの推進
歩道段差の解消、障害者用トイレやエレベーターの設置などの環境整備。法的措置も検討。

(4) 福祉機器の開発と普及
研究開発への助成、福祉機器の相談・調整・貸与等を行えるセンターの身近な地域での整備。

(5) 保健医療福祉情報システムの整備
サービス内容に関する情報の開示、保健医療カードシステムなどの実用化。

11 雇用の促進

(1) 高齢者の安定した雇用機会の確保

六五歳までは働くことが通常となる将来社会を目指すべき。六〇歳未満の一律定年退職制の禁止、中高年齢者の年齢を理由とする雇入れ拒否の制限が必要。雇用保険や年金における高齢者雇用のインセンティブの仕組みも検討すべき。

(3) 働き続けたい女性が働き続けられる雇用システムの確立
(2) 障害者雇用の推進

(1) 12 社会保障に係る負担
必要なサービスを確保するために必要な国民負担を

社会保障に係る国民の負担が将来に向けて上昇するのは不可避。ただし、社会保障に係る支出は単なる負担ではなく新しい質の経済成長を促す「ペイする」もの。福祉の充実は社会の活力の低下を招くというのは誤った認識。

(2) 税負担、社会保険料負担、自己負担のバランス税負担と社会保険料負担は一体的な議論が必要。定額の国民年金保険料は逆進性が強く、基礎年金の国庫負担率を段階的に引き上げるなど、租税負担のウエイトを高めることにより年金保険料負担の増大を抑制すべき。社会保険料も、標準報酬の上限設定の在り方を見直すべき。自己負担は、低所得者への配慮等をしながら租税負担、社会保険料負担と適切に組み合わせることが必要。

(3) 国民負担率論議を超えて

国民負担率は将来の社会保障政策の与件ではなく結果。国民負担率五〇%上限論は負担ありきの「増税なき財政再建論」の残滓。国民負担率五〇%以内と固定的に考えるのでなく、必要な社会サービスを確保するための財源は必要に応じて国民に負担増の理解を求めていくべき。租税、社会保険料、自己負担の適切な組み合わせ、給付や負担の透明性の確保、負担の公平化の推

進、制度の公平さと効率を高めていくことが不可欠。

(4) 社会保障の財源と税制

高齢者介護、子育て、障害者福祉などの施策の充実には租税だけでも相当な財源が必要。そのためには、国の安定的な財源の確保と併せて、これらを主に担う地方自治体の事務権限に対応した地方税制の改革を進め安定的な財源確保を図る。

年金については、基礎年金財政の税方式への移行を展望しつつ、国庫負担率を段階的に引上げる。今般の税制改革時に三分

の一を二分の一に引上げ、さらに二一世紀初頭に三分の二に引上げる。そのためには「年金目的税」を含め安定的な租税財源確保策を講じる。

13 おわりに

本調査会としての基本的な考え方を提示。中間報告であり、国際化への対応などさらには詳細な検討をする課題も少なくない。施設やサービスの整備・供給目標と財源は今後、より具体的なプログラムを提示。

一九九四・五・二六

高齢社会福祉プログラム（中間報告）

日本社会党

高齢社会福祉プログラム特別調査会

ードで高齢化が進んでいる。そして、その結果、二一世紀初頭には世界に例を見ない超高齢社会となることが予測されている。にもかかわらず、我が国における高齢化対策は、

我が国では、今、世界に類を見ない超スピ

先進諸国の中でも遅れている。その遅れは、ハード面に限らずソフト面でも、また考え方やライフスタイルなど、全ての面にわたっている。

本格的な少子・高齢社会が到来する二一世紀まで、我々に与えられた期間は僅か五年余りである。我々は、人生五〇年時代の考え方に基づく戦後の社会保障システムについて、継承発展させるべきものと大胆に見直すべきものとを見極め、人生八〇年時代に即応した新しい考え方の下に、我々の子や孫が不安なく生活することのできる「二世紀の社会保障システムを再構築していかなければならない」。折りしも、去る三月二八日に厚生省が「二世紀福祉ビジョン」を発表した。二世紀を展望し、少子・高齢社会に向けた意欲的な内容が盛り込まれており、内容について評価できるものも多いが、本調査会においては、これを重要な検討素材としつつ、さらにこれを発展させ、社会党としての将来の社会保障の在り方についての考え方を積極的に盛り込んだ。

2 我々が目指す二世紀福祉社会

- (1) 本人の自由な選択と自立・継続の尊重
戦後の社会保障システムは、生活保護制度に代表されるように、ともすれば画一的

で、一部の「弱者」に対して措置制度等を通じ「付与される」サービスという色彩の濃いものであった。

○ しかし、これから社会においては、

「ノーマライゼーション」の考え方を基軸に据え、すべての人々が、本人の自由な選択によって必要な社会サービスを受けながら、自立した個人として社会に参加し、それまでのライフスタイルを継続しながら、安心して生きがいのある楽しい生活を営めるようにしていかなければならない。すなわち、高齢者も障害者も、措置という一方的な行政処分によってサービスを「付与される」のではなく、対等な立場で必要な社会サービスを自由に選択でき、社会サービスを利用することによって、若者や障害のない者と同じ条件の下で生活ができる基盤を整えていくべきである。

- したがって、社会的な「弱者」の切実なニーズに対する社会サービスは今後とも必要であるが、二世紀の社会保障システムにおいては、「一部の「弱者」だけを対象とするのではない普遍化された社会サービスを本人が自由に選択し、自立した、継続性のある生活を送ることができるシステムとしていくことを基本的な視点とするべきである。

(2) 公助を中心とした、共助、自助の重層的な組み合わせ

○ 従来の日本型福祉社会論は、男女の固定的な役割分担を前提とした家族の責任（自助）と地域や企業における福祉（共助）を強調するあまり、公的な社会保障システム（公助）の役割を限定的に捉える傾向が強いたものであった。

○ しかし、老人介護や育児の問題に代表されるように、このような考え方を基本とする社会保障システムの限界が明らかになりつつあり、「寝たきり老人」の増加による老人医療費の増嵩、女性の社会参加の阻害など、自助による私的負担へのシフトがかえって社会的な負担を増大させている面もある。

○ 社会保障システムは、それぞれの国の歴史や文化、経済力などと切り離して成り立つものではなく、他国のシステムを安易に模倣することはできない。しかし、我が国独自の社会保障システムを再構築していくに当たっても、自助や共助をいたずらに強調するのではなく、国や地方公共団体による公助（公的社会保障）を中心据え、必需的なサービスの確保、インフラの整備、人材の養成確保、地域のシステム作り等の役割を中心に、国民のニーズの多様化、高度化に対応できる公的社会保障制度を育む

姿勢が必要である。

- その上で、地域社会や企業、非営利団体等がもつ共助の機能を拡充・強化するとともに、個人の自助・自立の精神が活かされることが必要である。

- このような公助・共助・自助が重層的に各々の役割を果たすことによって、総合的な社会保障システムを構築していくべきである。

(3) 個人単位を基軸とする社会保障システム

- 成熟化した二一世紀の社会システムにおいては、個人の自立の精神が基本になるものと考えられる。したがって、社会保障システムも、個人を基軸とするものに再構築しなければならない。

- 戦後の社会システムにおいては、年金制度、医療保険制度、税制等の様々な側面で、社会の大部分の者が複数人で世帯を構成し、その世帯の中で世帯構成員が生計の維持、家事労働等を分担する形を想定して、世帯単位でのシステムが構築されてきた。
- しかし、二一世紀は世帯単位ではなく男女とも個人単位で社会に参加する時代である。現に、共働き世帯の増加、晩婚化の進行、老人単身世帯の増加など、社会を構成する世帯の状況は確実に変化しており、このようなシングル化、男女共生社会化に対

応して、個人単位を基軸として社会システムを再構築していくことが必要である。

3 分権型福祉社会の創造

(1) 分権型福祉システム

- 福祉サービスや保健医療サービスといった社会サービスの分野や、まちづくりの分野など住民に身近なサービスについては、日常の地域生活圏でのサービス提供、すなわち、「コミュニティーフォロー」を主軸とすべきである。

- このため、住民に最も身近な行政主体である市町村が、創意工夫し、責任をもって、一元的、計画的に多様なサービスの確保に当たる必要がある。

- この場合、市町村という同一レベルの行政単位であっても、その人口規模、住民のライフサイクル・生活様式・人口移動、住民意識、交通体系、社会資本の整備状況などに大きな差異がある。このため、全国的なシビルミニマムの確保は当然としつつも、具体的な施策の実施方法や重点課題なども大きく異なるてくる。

- 例え、大規模都市においては、施設用地の確保問題や自宅を有しない高齢者の居住問題が大きな課題であるし、過疎地においては、人口流出からくる人口構成の偏りによる財政力の弱さやマンパワー確保の困難性、あるいは人口散在による不経済の克服などが課題となる。社会保障、特に福祉サービスを巡ることの切実な課題に対応していくためには、国や都道府県の意向の下に市町村が一方的に施策形成を行っていくという全国一律的なやり方ではなく、权限と責任を有する市町村が住民と十分な対話を重ねながら地域に応じた課題の設定とシステムの形成を行っていく「分権型」の施策形成に転換していく必要がある。

- 都道府県は、この分権原則を踏まえつつ、広域的な観点から、市町村間の格差是正やその財政的基盤の確立を始めとする市町村間の調整と援助に当たるべきである。

- 国は、年金や生活保護、児童手当をはじめとする所得再分配政策と全国的な観点からシビルミニマムを確保するための基盤整備と調整に主たる役割を果たすべきである。
- このため、福祉や保健医療のサービスについては、国から都道府県、さらに都道府県から市町村へと権限移譲を推進し、分権型福祉システムを形成していくことが必要である。

(2) 地方財政の強化

- 社会保障の地方分権化を推進するためには、これに対応した地方財源の拡大等によ

る地方財政の強化が不可欠である。このため、地方自主税源の拡充も検討が必要であろう。なお、地方自主税源が優先的に社会保障に投入されるような方策も検討すべきである。

○ また、地方交付税交付金は、基準財政収入を基準財政需要が上回る地方公共団体に対して交付されているが、地方交付税交付金を受けない富裕団体（不交付団体）に対しては何らの財政調整機能も果たしていない。今後は、国と地方の間の財源配分を見直しと併せて、地方公共団体間の財源配分の方法についても見直しが必要であろう。

(3) 社会保障における基礎的行政単位の確立

○ 身近なコミュニティにおける社会保障サービスの提供に関して先進国というべきデンマークでは、市町村の合併により社会保障の基礎的行政単位としての基盤を作り上げた。

○ 我が国においてもある程度の市町村合併は行われたが、現在の約三、三〇〇の市町村の中には、過疎化の進行等により、社会保険の第一線を担う行政主体としての基盤を欠いているところもある。

○ 市町村合併が唯一の方法ではないが、複数の町村が福祉施策の面で協力するなどの方法により、「コミュニティー福祉」を実現できるよう、社会保障における基礎的行政単位を確立していくことが必要である。

現できるよう、社会保障における基礎的行政単位を確立していくことが必要である。また、地域の中核的な都市とその周辺の町村とが連携し、お互いに不足している福祉の資源を補いあうような工夫も求められる。

○ 一方、大都市においては、市や区の区域に必ずしもとらわれず、身近な地域でのきめ細かな「コミュニティー福祉」を実現するため、出張所管区、学校区、公民館区などより小規模な地域を福祉の単位として位置付けていくべきである。

4 基礎年金の改革等年金制度の確立

(1) 二一世紀に向けた課題

○ 公的年金制度は、世代と世代の助け合いを基本とする世代間扶養の制度であり、皆が安心して老いることができるよう、世代間の給付と負担の公平を基本として、老後生活の所得保障の中心を担うものである。

○ 今回、世代間の給付と負担の公平に着目した年金改革が進められ、二一世紀に向けた公的年金の大きな枠組みが整いつつあるが、なお老後生活の支柱にふさわしい制度としていかなければならない。

○ 今後の主な課題は、
① 六五歳までの雇用と年金との接続が図られるような高齢者雇用の推進

② 公的年金制度の一元化

③ 女性の年金権の拡大

④ 基礎年金に係る負担の改革である。

○ 第一点については、今回の年金改革により、支給開始年齢の引き上げに伴い、六〇歳台前半については六五歳以降の年金とは

別個の年金とするとともに、在職老齢年金を改善し、高齢者の就業意欲を損なわないで安心できる年金制度へと改められることとなつた。今後は、この年金制度の下で、高齢者雇用の促進を図っていくことが必要である。

○ また、第二点については、公的年金制度全体を将来の産業構造や就業構造の変化にも対応できる長期的に安定したものとするとともに、制度間の給付と負担の不均衡を是正していくことが必要であり、公的年金制度の一元化を推進すべきである。

○ 第三点の女性の年金権の拡大については、第三号被保険者の在り方等について検討を進める。

(2) 基礎年金の税方式への移行の必要性

○ 基礎年金は、老後の基礎的な生活を保障するナショナルミニマムとしての性格を有しており、保険料納付の如何にかかわらず、六五歳以上のすべての者が受給できるよう保障されなければならない。

しかし、第一号被保険者（自営業者等）のうち一九〇万人が未加入であり、保険料の免除や滞納が加入者の二割を超える状況にある。今後の保険料負担の増大を考えれば、将来、満額の基礎年金を受給できない者が少なからず生じることが見込まれる。

- このため、第四点の基礎年金に係る負担の改革については、このような基礎年金の空洞化の問題を解決する観点と、国民すべてにナショナルミニマムを確保する観点から、基礎年金について、現行の社会保険方式から税方式への移行について検討を進めしていくべきである。現実的には、社会保険方式で運営されている現行制度からの円滑な移行を図るために長期間の移行期間を要し、また、社会保険方式の下で保険料を納めてきた者に不公平感が生じないようにする工夫も必要であるが、現在、給付費の三分の一とされている基礎年金の国庫負担については、国庫負担率を段階的に引き上げていくべきである。例えば、一般の税制抜本改革時に、三分の一を二分の一に引き上げ、さらには、二一世紀初頭に三分の二に引き上げる。
- 基礎年金財源の確保
○ 基礎年金の国庫負担率を段階的に引き上げていくためにも、例えば、現行の国庫負

担率三分の一を二分の一に引き上げるだけで約一兆円という租税財源が必要であり、これを安定的に確保するための方策が不可欠である。この方策についての提言は、「¹² 社会保障に係る負担」の項で言及されている。

5 介護システムの確立

- 「寝たきり」をゼロにし、
自立を支援するために —

(1) 新ゴールドプランの策定

○ 一九九〇年度から一九九九年度までの一〇年計画として開始された「高齢者保健福祉推進一〇か年戦略（ゴールドプラン）」は、従来立ち後れが目立っていた高齢者福祉施策を抜本的に拡充する上で大きなインパクトを与える、年金や医療保険に偏った我が国の社会保障システムの中で、福祉分野も含めてバランスのとれた体制を構築していくための画期的な契機となつた。

○ しかし、現行ゴールドプランが目標とする整備水準は、我が党が目指す家族介護に依存せずに自立した生活を送ることができると社会を実現するためには、ホームヘルパーの数ひとつをとっても、なお不十分である。ゴールドプランが折り返しの時期にさしかかり、地域のニーズに応じた各地方公共団体の老人保健福祉計画がほぼ出揃

っている状況に鑑み、現行ゴールドプランを大幅に見直し、「新ゴールドプラン」を早急に策定する必要がある。

○ 「新ゴールドプラン」の計画期間は、現行ゴールドプランの終期が一九九九年度とされていることを考えれば、同じく一九九九年度までとすることが現実的であるが、新たに盛り込む施策について残り五年間で目標水準まで高めることについては困難も予想されるため、二〇〇四年度までの一〇年間とすることも検討されるべきである。

「新ゴールドプラン」の内容は、一九九五年度予算編成に直ちに反映すべきであるが、この場合には、そのための財源が新たに必要になることから、シーリング等における予算編成上の特別の配慮や必要な財政需要に対応できる適切な財源措置が講じなければならない。

(2) 新ゴールドプランの事業内容と整備水準

○ 「新ゴールドプラン」の策定に当たっては、今後の高齢者の介護ニーズの増大と多様化に応えていくため、在宅サービス、施設サービスを通じて目標水準の思い切った引き上げを行うとともに、

- ① 保健・医療・福祉を通じた利用者本位のサービスの提供
② 高齢者の能力を活かしつつ、可能な限

り自宅で自立した生活を送れるよう高齢者を支援していくくサービスの提供

(3) 高齢者の生活の継続性や快適性を実現

できるような施設の療養環境の整備

(4) 高齢者の自立した生活の基盤となる住宅対策、まちづくりの推進

などの視点を重視すべきである。また、

現在サービス提供体制の整備が遅れており、今後急速に高齢化が進展すると見込まれる

大都市及びその周辺都市において「新ゴーランドプラン」が円滑に実施されるよう特段の配慮をすべきである。

○ 「新ゴーランドプラン」に最低限盛り込むべきと考える内容は次の事項である。

① ホームヘルパーの大増員（多様な就労形態を活用し、現行ゴーランドプランの一〇万人を少なくとも倍増）

② サービスのコーディネート機能の強化

在宅介護支援センターの機能強化、保健

婦の計画的増員

③ 寝たきり老人ゼロ作戦の徹底

リハビリを担う理学療法士、作業療法士の計画的増員

市町村における拠点（市町村保健センター）の整備

④ 老人訪問看護事業など在宅医療の充実

施設整備の拡充、利用者のプライバシーや生活の継続性・快適性を保つための

一や生活の継続性・快適性を保つための急整備促進するための法的措置も含めた実

個室化の促進など施設環境の質的改善

○ 施基盤の確立を図っていくべきである。

(6) 特別養護老人ホームの職員配置基準の改善

(7) 高齢者の自立を支援し、介護者の負担を軽減するための福祉用具の開発と普及

(8) ケアハウスなど高齢者のための住宅の拡充整備

(9) 高齢者や障害者に配慮したまちづくりの推進

○ これらを盛り込んだ「新ゴーランドプラン」の事業経費は、現行ゴーランドプランをベースとした事業経費の最低限五割増程度は確保する必要がある。現行ゴーランドプランでは、一九九五年度～一九九九年度の経費は国庫ベースで三兆円程度と見込まれるが、これを四・五兆円～五兆円程度の規模に拡大すべきである。

○ 「新ゴーランドプラン」によるサービス提供基盤の緊急整備を進めつつ、

国民だれもが身近に必要な介護サービスを

スマートに手に入れられるよう、アクセス

しやすく、サービスが適切にコーディネー

トされ、サービス供給者がネットワーク化

された新しいシステムを作り、介護が家族の負担とならない社会を実現していくべき

である。

(3) 実施基盤の確立

○ 「新ゴーランドプラン」を策定した上で、

その実施基盤を確立していくことが不可欠である。これを財源面で確実に担保し、新たに介護保障システムの実現につなげるス

テップとするため、実施を具体的に担保す

るために、現在厚生、自治、大蔵三大臣の合意事業となっているゴーランドプランを閣

議決定事業とするとともに、関係事業を緊

急整備促進するための法的措置も含めた実

(4) 新しい介護保障システム

○ 現在の介護対策は、保健、医療、福祉それぞれ別々の体系で実施されており、その利用手続き、費用負担方式、利用者負担もまちまちである。また、利用者本位のシステムになっておらず、利用しにくい上、様々なサービスメニューが十分にコーディネートされているとは言えない。

○ このため、「新ゴーランドプラン」によるサービス提供基盤の緊急整備を進めつつ、

国民だれもが身近に必要な介護サービスを

スマートに手に入れられるよう、アクセス

しやすく、サービスが適切にコーディネー

トされ、サービス供給者がネットワーク化

された新しいシステムを作り、介護が家族の負担とならない社会を実現していくべき

である。

○ 介護対策は、福祉のみならず、医療、年

金など社会保障の各分野にまたがる問題であり、次のような基本的な視点から新しい介護保障システムについて早急に検討し、介護の社会化を実現していく必要がある。

① 医療、福祉などを通じ、高齢者の介護に必要なサービスを総合的に提供できる

システム

② 高齢者本人の意思に基づき、専門家の

助言を得ながら、本人の自立のために最適なサービスが選べるような利用型システム

(3) 多様なサービス提供機関の健全な競争により、質の高いサービスが提供されるようなシステム

(4) 増大する高齢者の介護費用を国民全体の公平な負担により賄うシステム

(5) 施設・在宅を通じて費用負担の公平化が図られるようなシステム

(6) 介護サービスに要した費用を残された遺産に求償できるようにするなど、私的扶養義務や相続制度と公的な介護サービスとの費用負担の調整を図れるようなシス

テム

(5) 看護・介護休業法の制定

○ 看護や介護を要する家族を抱えながら働く労働者に看護・介護休業を保障することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図るために看護・介護休業法を速やかに制定する必要がある。

6 保健医療福祉マンパワーの確保

(1) 専門的な知識や技能を融する人材の大量確保

○ 我が国の社会が少子・高齢社会に向かい、今後若年労働力人口の減少が見込まれる中

で、介護に携わる熱意と能力のあるマンパワーの確保を図っていくことは、介護の基盤づくりのために最も重要な要素であり、人材は、いわば二世紀福祉社会の「インフラ」と捉えることができる。

○ 二世紀の社会保障システムを支える人材の中核となる社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護婦、保健婦、理学療法士、作業療法士などの専門職員については、養成施設を整備拡充し、計画的な養成を図るとともに、待遇の改善、労働条件の改善、パートなど多様な就業形態の活用を進め、離職を防止することが必要である。

○ また、研修の充実、人材の積極的登用、施設間の人員交流など、意欲と能力が評価されるような魅力ある職場づくりの工夫をこらす一方、社会においても、これら社会保障マンパワーに対して高い評価を与える。これらの人々が誇りをもって社会保障の職場で働くことができる環境を作っていくなければならない。

(2) ボランティア活動の支援

○ さらに、出産等があつても退職しないですむよう、柔軟な雇用システムの確立を図るとともに、結婚・出産等で一度これらの職場を退職した者が容易に復帰することができるように、また、他の産業から転職していく者がスムーズに社会保障の職場に入っていくことができるよう、雇用に関する幹

旋・相談、情報提供体制の整備、再教育や職場での指導体制の確立、多様な就業形態の活用などの方策が講じるべきである。

○ また、病院、社会福祉施設などの施設職員やホームヘルパーなどの中には、公務員である者も多く、社会保障システムを支える重要なマンパワーになっている。しかし、従来、ともすれば公務員労働について「お役所仕事」「利用者本位の姿勢に欠ける」といった指摘もなってきた。二世紀福祉社会においては、これらの指摘も踏まえ、公務員の就労形態や勤務時間についても、サービスの利用者のニーズに応えることを第一義として、短時間の就業など弾力的に対応していく姿勢が必要である。

地域福祉活動などにボランティアが参加することは大いに歓迎すべきであり、専門的

人材を中核としながら、広範なボランティアを巻き込んで、重層的な支援システムに

していかなければならない。

- また、ボランティア活動が、公的な社会サービスを補う一定の役割を果たしている

以上、その役割に応じて、実費の補填や一定の報酬を受けるシステムの確立も検討されるべきである。

○ ボランティア活動をシステム化していくためには、様々な地域活動を結びつける情報ネットワークの整備、ノウハウの提供、技術研修など、拠点となる社会福祉施設や病院に、受け入れ体制の基盤を整備するべきである。

- また、学校教育におけるボランティア体験など、若い世代の社会参加体験を推進す

るとともに、入学試験、入社試験などでボランティア体験が評価されたり、ボランティア活動が昇進でマイナスの評価を受けないといったことも必要である。ただし、これらを通じてボランティア活動を強要する形にならないよう、工夫が求められる。さらには、ボランティア休暇など、サラリーマンのボランティア活動への参加を促進する環境整備も必要である。

- 民間の非営利主体を育成していくため、

個人や企業の財産や収益の任意の寄付がもつと広範に行われるよう、寄付金税制を大幅に改善するべきである。

庭のみに負わせるのではなく、社会全体として負担する仕組みに改めていかなければならぬ。

7 子育ての社会的支援

(1) 安心して子供を産み、育てることのできる社会の実現

- 子供を産むか産まないかは本人の選択することであるが、子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることができるよう、

また、子供自身が健全に成長していくよう、社会サービスと経済的負担の両面において、子育てを社会全体で多面的に支えていくようなシステムづくりが必要である。

○ 特に、仕事をしている女性において出生率が低いことを考えると、仕事を続けながら安心して子供を産み育てができるような社会的支援のシステムが要請される。

○ また、子育てを各個人、各家庭の問題として片付けて現状を放置するならば、さらに少子化が進行するとともに、子育ての負担によって女性の社会参加、職場への進出が阻害され、その結果として、急速に高齢化が進行する我が国の経済、社会を支える

労働力の著しい不足を招くことにもなりかねない。これを避けるためには、子育てを健全な次世代の形成という社会全体の問題として捉え、そのコストを子どもをもつ家

(2) エンゼルプランの策定

- 今後、子育てを社会的に支援していくための総合的な計画（エンゼルプラン）を策定し、これを強力に推進する必要がある。

総合的計画は、「生む」「共に過ごす」「働きながら育てる」「学ぶ」という子育てのサイクルに応じた施策を含むものでなければならない。

○ エンゼルプランに最低限盛り込むべき事項は次のとおりである。その柱となるのは、育児社会化し、働きながら子育てができるようにするための弹力的な保育サービスの実施と育児休業期間中の所得保障の拡充を中心とした子を持つ親が働けるような雇用システムの確立であり、子供のいる家庭における子育ての経済的負担を軽減するための児童手当及び奨学金制度の大幅な改善などの施策の実施である。

- ① 子育てと仕事の両立できる雇用システムの確立

・育児休業制度の普及・定着と育児休業期間中の所得保障
・労働時間の短縮、フレックスタイム制
や在宅勤務など就業形態の弾力化

- ・職場復帰プログラム実施奨励金、女子再雇用促進給付金等の充実
- ・利用者主体で多様なニーズに対応できる弹力的な保育サービス
- ・乳児保育の拡充
- ・延長保育、夜間保育など勤務時間の前後までカバーできる保育の普及
- ・短時間保育、一時保育など就業形態等に合わせた弹力的な保育の普及
- ・多様なニーズに対応できる柔らかなシステムへの改善
- ・保育者の家庭派遣など在宅保育サービスの育成
- ・民間保育サービスの振興
- ・企業内保育施設の充実
- ③ 低学年児童対策の充実
- ・学童保育の法的整備
- ・児童クラブ事業の全国的普及・充実
- ・児童館の拡充、保育所や学校の空き教室利用、地域の多様な人材の活用などによる放課後児童対策の推進
- ④ 子育て家庭の経済的負担の軽減
- ・奨学金制度の大幅な拡充など教育費負担の軽減
- ・現行児童手当、税の扶養控除、企業の家族手当の再編による児童手当の大幅な拡充
- ・出産・育児費用の軽減

8

障害者施策の推進

(1) ノーマライゼーションの理念の実現に向けて

- 一九八三年から一九九二年までの一〇年間の「国連・障害者の十年」の期間中に、各分野において着実な障害者施策の進展が図られてきた。この「国連・障害者の十年」が終了するに際して、中央心身障害者対策協議会が昨年一月に「『国連・障害者の十年』以降の障害者対策の在り方について

・その他社会保険制度や税制における改善措置

⑤

- ・子育てしやすい生活環境の整備
- ・個性重視でゆとりある、きめ細かな学校教育への改革
- ・公園、児童館、児童遊園、キャンプ場などの整備
- ・子供をもつ家庭のための公共住宅の緊急整備や公的住宅融資

- ・劇場、ホール、美術館などの文化施設、デパート、ホテルなどにおける託児室、授乳コーナーなどの設備整備

- ・学校五日制の完全実施・学童の振り替え休日制の導入など、親子のふれあいを実現できる柔らかな教育システムの確立

- ・障害の重度化・重複化及び障害者の高齢化への対応

- ・施策の連携

- ⑤ 「アジア太平洋障害者の十年」への対応を基本とし、啓発広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、福祉、生活環境、スポーツ、レクリエーション及び文化、国際協力の各分野別の施策の基本的方向と具体的な方策が盛り込まれている。

二一世紀福祉社会に向けて、これを強力に推進すべきものと考える。

(2) 新長期計画の強力な推進

- 新長期計画の推進を実効あるものとするため、公的な障害者施策については、ゴールドプランのように計画実施のための具体的な目標を設定し、計画的な推進を図るべきである。
- 障害者の自立した生活を実現していく上

て」をとりまとめた。この意見書を踏まえ、

政府の障害者対策推進本部は、昨年三月に「障害者対策に関する新長期計画」—全員

参加の社会づくりをめざして—」をとりまとめ、現在、その推進が図られている。

○ この新長期計画においては、

- ① 障害者の主体性、自立性の確立
- ② 全ての人の参加による全ての人たための平等な社会づくり

- ③ 障害の重度化・重複化及び障害者の高齢化への対応

- ④ 施策の連携

- ⑤ 「アジア太平洋障害者の十年」への対応を基本とし、啓発広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、福祉、生活環境、スポーツ、レクリエーション及び文化、国際協力の各分野別の施策の基本的方向と具体的な方策が盛り込まれている。

- 二一世紀福祉社会に向けて、これを強力に推進すべきものと考える。

で、ケアシステムの充実、住宅の確保、所得保障が最も重要な三要素であり、これらを中心に施策の充実を図っていくべきである。特に、ケアについては、行政から半ば一方的に時間限定付きで派遣されるホームヘルパーだけでなく、障害者が自らの判断で柔軟なサービスを受けられる仕組みが望ましい。また、生活保護を受けずに生活できるよう、雇用、年金、手当の充実を持続的に図っていくべきであり、その財源の確保方策と併せて検討が必要である。

○ この際、昨年改正された「障害者基本法」においては、障害者施策の計画的な推進を図るため、都道府県及び市町村に対し障害者計画の策定についての努力義務が課せられたところであり、都道府県、市町村の各段階において、障害者計画を策定し、これに基づき、具体的な取り組みが行われることが必要である。

○ 国においては、都道府県や市町村が強力に新長期計画の推進を図ることができるよう、障害者計画の策定を支援するとともに、財政上の支援措置を講じるべきである。

9 医療の改革

○ (1) 医療の質の向上
○ 我が国においては、全体としてみれば医

療の量的な整備はなされている状況であり、今後は、その質的な向上が求められている。

○ 具体的には、クオリティ・オブ・ライフを基本に、患者の生活の質の向上を目指すこととし、療養環境の改善や末期の患者に対する心安まる医療の推進などを図っていくこととする。また、医学研究を進め、対症療法から根治療法への転換、がんの撲滅、エイズの治療法の確立に努めるとともに、治療から予防へ、予防から健康づくりへと医療政策の重点をシフトさせていくべきである。

○ また、医療を患者本位のものに変えていくことが必要であり、患者に対して十分に説明し、その理解と納得を得ながら療養を進めていく、いわゆるインフォームド・コンセントの法制化を検討しつつ、広く普及させていく必要がある。さらに、患者が医療機関を選択できるよう、医療機関に関する情報提供を拡大するとともに、医療施設の機能を第三者機関が客観的に評価し、これを医療の質の向上につなげていくシステムを確立していく必要がある。

○ 我が国の医療供給体制は、自由開業医制度によって支えられており、民間医療機関が重要な役割を担っている。今後とも国立医療機関との適切な役割分担の下に民間医療機関を育成し、医療の質の向上を図つ

ていかなければならぬ。医療施設、特に民間病院は、社会福祉施設などに比較して施設の老朽化が目立っており、各種の支援措置により、その近代化、インテリジェント化を推進する必要がある。

○ また、かかりつけ医から特定機能病院まで医療施設の機能を体系化し、慢性期対応の医療機能については医療サービスと介護サービスの役割分担を明確にしていくとともに、医療施設の機能に応じて人員配置や設備などの面でもメリハリをつけ、特に救急医療をはじめとする急性期対応の医療機能を重点的に充実させていくべきである。

さらに、救急医療やべき地医療なども含め、医療計画を通じて、各地域単位で必要な医療機能を充足させていく取り組みが大切であり、必要な財政支援措置が講じられるべきである。

○ 開業医の高齢化が進行する一方で、予防からリハビリテーションまで極めて多様な医療ニーズに柔軟に対応することができ、プライマリケアを狙うかかりつけ医的重要性はますます高くなっている。意欲ある若い医師たちがかかりつけ医として活躍することができるよう必要な条件整備を行うとともに、患者に対しても、かかりつけ医をもつことのメリットを周知し、医療機関の上手な利用方法を浸透させていく必要

がある。

- 国公立医療機関においては、政策的な医療を中心とする国公立医療機関に期待される役割に的確に応えていくとともに、患者本位のサービスという視点を基本に据え、運営体制を見直していくことが必要である。

○ また、医療は人と人とのふれあいの中で全人的なサービスを提供するものであり、医療に従事する者は、これにふさわしい資質を備えていることが何よりも必要である。

なならないが、一方で幅広い患者に一次的に対応できる能力をもち、患者の身になって全人的な医療サービスを提供できるようにしていかなければならない。このため、大学医学部などにおける教育機能の充実、教育課程の改善、卒後臨床研修や生涯学習の充実などにより、国民が安心してその命と健康を託すことができる人材を養成することが不可欠である。

(2) 安心して医療にかかる医療保険制度の確立

- 国民皆保険体制は、我が国の医療を支える制度の根幹であり、世界に誇り得るものである。これを将来にわたって安定的に運営していくためには、制度間、保険者間の

給付と負担の公平を確保し、国民に信頼される医療保険制度としていかなければならぬ。

- 医療保険制度の長期的な安定を維持していく上では、医療費適正化対策も重要であり、薬漬け、検査漬けといわれるような無駄な医療は是正していかなければならない。

診療報酬の支払い方式について出来高払い制を基本としつつ、患者の病状に応じて、長期の慢性的な症状の患者については定額制による支払い方式も推進されるべきである。

- また、「新ゴールドプラン」の実施、新たな介護保障システムの確立などと併せて、医療システム全体を極力効率化していくべきであり、不合理な保険外負担を解消しながら、給付を重点化していく努力も必要である。

- さらに、医療保険制度を通じた医療サービスは、ともすれば画一的になりやすいが、患者のニーズは多様化、高度化しており、これに医療保険制度が適切に対応していくことが求められる。

(4) 国民健康保険制度の立て直し

国民皆保険を支える国民健康保険制度は、自営業者や農業者の減少、高齢者や低所得者の増加により、加入者の拡大に基づく保険制度としての財政基盤が弱体化しつつある。

また、医療費の地域間格差などに起因する保険料の市町村間格差が存在するほか、過疎化の進行により市町村保険者の小規模化が進んでおり、保険者の機能を十分に果たせない所も少なくない。

チーム医療によって患者を支えていくことが不可欠である。

- このため、複数・月八回以内の夜勤体制の構築、病院における職員配置基準の見直し、人件費重視の診療報酬体系の確立などにより、看護職員などの労働条件や待遇を改善しその確保を促進する必要がある。

○ また、看護職員の質の面では、養成及び

教育体制の充実が必要であり、その一環として、准看護婦制度についてもその在り方の見直しが必要である。一定の実務経験をもつ准看護婦が学歴に関わりなく看護婦国家試験を受験できるようになると併せて検討すべきであろう。さらに、民間医療機関の看護婦養成施設に対する公費助成も拡充していくべきである。

○ 今後とも国民皆保険体制を堅持し、国民健康保険制度の安定を図っていくためには、高齢者の医療費負担をより公平なものにするほか、低所得者の医療費について国、都道府県、市町村が共同で負担する仕組みを創設するなど国民健康保険制度の財政基盤の安定化を図る必要がある。また、保険料の地域間格差を是正するため、都道府県単位で財政調整する制度を創設するなど都道府県の関与を強める方向で検討し、国民健康保険制度を立て直すための抜本的な対策を講じなければならない。

○ 以上のように、国民健康保険の財政基盤を立て直した上で、国民皆保険の趣旨を踏まえ、医療保険の給付と負担の格差と不公平を解消する医療保険の一元化に取り組むべきである。

○ また、老人保健制度については、福祉的要素を考慮し、公費負担を引き上げていく必要がある。

10 福祉インフラの整備

(1) 公共投資の配分の見直し

○ 新ゴールドプランやエンゼルプランの着実な実施に併せ、二一世紀福祉社会に向けて、社会保障施策と関連した住宅、まちづくり、情報化等の分野に対しても、公費の

集中的な投資が必要と考えられる。したがって、現在の硬直化した公共事業の配分比率を見直し、これらの分野に重点的に公共投資を行うようにしていく必要がある。

(2) 高齢者世帯などのための住宅の大幅な整備

○ あらゆる在宅福祉施策のベースは住宅で

あり、高齢者世帯、子どものいる世帯、障害者世帯などにふさわしい住宅の大幅な整備が必要である。特に、大都市では、これらの世帯がそれにふさわしい住宅を取得することが大変困難になっており、これを放置すれば、社会保障の各施策の面においても大きな支障が生じることになりかねない。

○ このため、まず公共住宅について、高齢者や障害者に対応した住宅ストックの増大を推進する必要がある。また、緊急時対応や生活支援サービスと一体化され、構造面でも配慮されたケアハウス、身体障害者福祉ホーム、精神薄弱者のグループホームなどの整備を積極的に推進する必要があり、ケアハウスの緊急整備に特に力を入れるべきである。

(3) 福祉のまちづくりの推進

○ 「コミュニティー福祉」を実現していくためには、生活の基盤となる街全体がハーフの面においても「ゆとり」と「集い」を演出できるものであることが大切である。また、高齢者、障害者、子どもたちにとって、安全にかつ安心して暮らせ、社会参加ができるような条件を備えたものでなければならぬ。

○ このため、幅の広い歩道の整備、歩道の縮等による支援を推進すべきである。また、家族が容易に高齢者や障害者の生活を支援できるよう、三世代同居や近居を可能にするような住宅ストックの形成に向けた施策を展開することが重要である。

○ 少子化の要因の一つとして、不十分な居住環境が指摘されるなど、住宅が出産・育児のためのネックの一つとなっていると考えられる。

○ このため、公共賃貸住宅の的確な供給や優良な民間賃貸住宅の建設に対する支援を推進するとともに、持ち家についても、融資等を通じて子どものいる世帯ができるだけ広い住宅に居住できるようにするなど、ライフサイクルに応じた住宅の確保が容易にできるようなシステムづくりが必要である。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、商店街等における障害者用トイレの整備、電線類の地中化、公共施設へのエレベーターやエスカレーターの設置、リフト付きバスなど交通手段の確保、安全な遊び場や公園の整備などの環境整備を進めることが必要である。

それとともに、公共サービスにおける点字、録音物による広報、窓口での手話通訳などソフト面にも配慮し、街全体が高齢者や障害者、子どもたちの生活に配慮したような生活環境の整備を促進していく必要がある。

○ 高齢者、障害者や子供にやさしい福祉のまちづくりを進めていくためには、民間事業者等の協力も得ながら地域社会全体で取り組むことが必要であり、こうしたまちづ

くりの必要性について関係者の合意が得られるよう努めていくことが必要である。また、公的な機関において、高齢者や障害者なども住みやすいまちづくり、住宅などについてモデル的な研究開発を推進し、企業がそれを普及させていくような公と民間が協力した取り組みも重要である。

○ さらに、これらの施策を実現していく上で、すべての人が社会参加することのできるまちづくりを推進するための法的措置も検討すべきである。

○ 街における人の交流を促進していく観点

から、学校や社会福祉施設、社会教育施設における地域住民との交流や、学校と社会福祉施設、保育所と老人ホームの合築・併設、隣設や交流を進めていくことも有益であると考えられる。このためには、従来のタテ割り行政を超えて、関係省庁が連携を強めていくことが大切である。

○ (4) 福祉機器の開発と普及

○ 我が国の先端技術や応用技術は世界でもトップクラスの水準にあり、これを社会保障の分野でも最大限に活用していくべきである。福祉機器の効果的な活用により、高齢者や障害者が他人の介助がなくても外出することができたり、介護者の負担が軽減されたりすることが期待される。

○ このため、昨年制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」を基盤として、研究開発への助成、情報提供の充実などの施策の充実を図り、民間企業がその能力を活用して福祉機器の普及を推進する体制を整備していくべきである。また、老人日常生活用具給付事業を拡充するとともに、福祉機器の相談、購入、改造、調整、貸与等を行えるセンターを身近な地域の中で整備し、機器を購入したり利用したりしやすい体制を整える必要がある。

○ (5) 保健医療福祉情報システムの整備

○ 様々な社会サービスを利用者本位の利用しやすいものにしていくためには、利用者がこれらのサービスに関する情報に容易にアクセスできるようにしていかなければならぬ。

○ このため、まず、提供される施設サービスや在宅サービスの内容に関する情報が十分に利用者に開示されることが必要であり、同時に、サービスの内容を客観的に評価するシステムも整備されていかなければならぬ。また、利用者の自己情報へのアクセスなどに関するルールについても検討が必要である。

○ また、情報処理技術の進歩、情報通信基盤整備の進展等により、我が国社会は急速に高度情報化しつつある。保健・医療・福祉の分野においても、情報化を推進しさらにサービスの利用者が必要な情報をいつでもどこでも手に入れることができるようにすることは、利用者のサイドにも、サービス供給者にとっても様々なメリットがあるものと考えられる。

○ 今後は、保健・医療・福祉の分野の情報化を総合的かつ体系的に推進するものとし、ICカード等を活用した保健医療カードシステム、被保険者証のカード化、レセプト

の電算処理をはじめ、国民が各種のサービスを利用しやすくなるよう、実用化を進めていくべきである。

11 雇用の促進

(1) 高齢者の安定した雇用機会の確保

○ 雇用と社会保障は、国民生活安定のための二本柱である。これらが相互にその役割を果たしながら生活の安定基盤を作つていくことが重要であり、雇用の安定に向けた努力が必要である。特に、年金制度との関連においても、高齢者が働く意欲、能力を十分発揮できる雇用システムの確立が必要である。

○ 今後、少子化等による労働力人口の減少が見込まれる中で、社会経済の活力を維持していくためには、人生八〇年時代にふさわしく、六五歳までは働くことが通常となるような将来社会を目指していくべきであり、そのためには、就業してから六五歳で引退するまでの間の労働時間、労働環境、通勤条件などの労働・生活諸条件の改善が不可欠となる。したがって、当面は、早期に引退することを希望する高齢者についてはそれが可能となるような方策を講じる一方、元気で働く意欲のある高齢者については、本人の希望に応じ、少なくとも六五歳

まで、現役として働くことのできる社会としていくことが必要である。

○ このためには、六〇歳未満の一律定年制退職制を禁止し、また中高年齢者の年齢を理由とする雇入れの拒否を制限するとともに、雇用保険などの面においても、高齢者雇用を促進するインセンティブとなるような仕組みに改善していくことが必要である。

年金保険制度の一環として、高齢者の雇用状況によって企業の保険料負担に差を設ける、いわゆるメリット保険料方式の導入も検討すべきであろう。また、高齢期においても就業を通じて安定・充実した生活を送れるよう、現役時代からの計画的な能力開発を行うことが必要である。

(2) 障害者雇用の推進

○ 障害者の雇用対策については、新長期計画に基づき、重度障害者に最大の重点を置き、障害者が可能な限り一般雇用に就くことができるよう、障害の特性に応じたきめ細かな障害種類別の対策を総合的に講じていく必要がある。

○ 働き続けたい女性が働き続けられる雇用システムの確立

きではない。このことは、学校教育の中でも次代を担う子どもたちに教育していく必要がある。

12 社会保障に係る負担

○ 必要なサービスを確保するために必要な国民負担を

○ 二一世紀福祉社会は男女共生社会でもあり、男女の役割分担を固定化して考えるべきではない。このことは、学校教育の中で女性が共に子育てや介護に参加することができるよう、育児休業制度や看護・介護休業制度が整備されなければならない。さらに、現在の税制体系においては、片働き世帯からパート世帯、共働き世帯へと女性の労働力としての社会参加の度合いが高まるほど世帯の税負担は相対的に高まる仕組みになっている。今後は、男女ともに働くことを前提として、女性の社会参加や家族形態の変化に対応した税制体系に改める必要があり、扶養を前提とした税控除を見直すべきである。

必要な社会サービスを本人が自由に選択し、自立した、継続性のある生活を送ることができるシステムを目指すべきである。

- 人口の高齢化という自然的要因に加え、社会のニーズに応じたサービスの水準や量の改善により、社会保障給付費は、経済成長を上回るペースで確実に増大する。社会保障に係る負担は、このような社会保障の水準を実現するに足るだけの十分な水準が要求されるのであり、負担の方法の如何を問わず、社会保障に係る国民の負担が将来に向けて上昇することはいずれにしても避けられない。

○ ただし、社会保障に係る支出を単なる負担と捉えるべきでないということに留意する必要がある。社会保障は、経済成長の付属物でも経済成長と対立するものでもない。例えば、年金や生活保護の給付は高齢者や低所得者の購買力を高め、経済成長に寄与する。また、医療、介護、育児等への支出は、それらの産業を育成し、多くの雇用を創出する。さらに、国民の病気や老親介護、育児の不安をなくし、安心して働くことのできる環境を作り出すことができる。このように、社会保障に係る負担は、新しい質の経済成長を促すのであり、「ペイする」ものと捉えることができる。単純な租税負担や社会保障負担の議論ではなく、このよ

うな社会保障給付の経済効果も組み込んだ経済モデルの構築に向けた取り組みが必要である。

- なお、福祉の充実は社会の活力の低下を招くとの主張もみられるが、それは社会保障制度に対する誤った認識である。社会保障と経済成長は別個の問題である。制度の濫用は、制度の適正な運営によって防ぐことができるものである。

○ また、世界経済と調和のとれた発展という観点からも、社会保障に係る企業の負担を欧米諸国と同一程度とすることによって、企業の競争条件の公平化を図ることが必要である。

(2) 税負担、社会保険料負担、自己負担のバランス

○ 公的な社会保障システムは、租税、社会保険料、自己負担の組み合わせによる財源で支えられている。

○ 現在、我が国の社会保障の負担の六割が社会保険料負担となっていて、社会保険制度の機能と役割やその運営の実態から言って、今後とも社会保険料が重要な位置を占めることは否定できない。しかし、高齢社会にむけて高まるニーズと保険料負担能力とのギャップも浮かび上がっており、租税負担と保険料負担を切り離して議論するの

ではなく、一体的に議論を進めることも必要である。

- しかし、現行制度の下では、租税負担に比較して社会保険料、特に定額の国民年金の保険料の負担は逆進性が強い。今後、年金保険料を中心に負担が増え続けるならば、逆進性は一層強まることになる。

○ これを避けるための方法として、基礎年金の国庫負担率を段階的に引き上げるなど租税負担のウエイトを高めることにより、年金保険料負担の増大を抑制し、負担の公平を追求すべきである。

○ 社会保険料についても、負担の公平化を図る観点から、標準報酬の上限設定の在り方、総報酬制の観点からボーナス徴収などを賦課ベースの在り方にについて見直しが必要である。

○ また、自己負担については、サービスの過剰な利用を排除し、受益者と非受益者の公平を確保する観点、世代間の公平を確保する観点から、租税負担や社会保険料負担と自己負担を適切に組み合わせていくことが必要である。ただし、自己負担のレベルが過度に高くなることによって、必要なサービスの利用が妨げられてはならない。また、低所得者への配慮が不可欠であり、公的的社会保障システムへの信頼を失わせることがないようにしなければならない。

(3) 国民負担率論議を超えて

- 従来、社会保障に係る負担を巡る議論は、国民負担率（租税と社会保険料の国民所得に対する比率）を将来との程度に止めるべきかという観点からなされてきた。しかし、国民負担率は、将来に向けて展開する社会保障政策の与件ではなく、結果にすぎない。従来の国民負担率五〇%上限論は、まず負担ありきで、これを与件として社会保障の水準を決定するという、いわゆる「増税なき財政再建論」の残滓であり、このような考え方自体を見直すことが必要である。

○ 「二一世紀福祉ビジョン」では、適正な給付・適正な負担を打ち出しているが、こ

れは必ずしも国民負担率を五〇%以内とすることを意味しないと考える。例えば、ドイツでは、高齢化率一五%ですでに国民負担率は五一%に達しており、仮に我が国において、高齢化率二五%という高齢化のピーク時においても国民負担率を五〇%以下とするためには、相当ドラスティックな福祉の削減が必要になる。

○ また、無理に国民負担率を抑制しようとすれば、その分、社会保障を実際に必要とするときの自己負担を大きくせざるを得なくなり、眞の意味での国民の負担は変わらないし、また、ケースによっては負担が拡大し、社会保障が本来求められる機能を果

たせなくなるおそれもある。

○ したがって、国民負担率は五〇%以内と固定义的に考えるのではなく、必要な社会サービスを確保するための財源については、

その必要に応じて国民に負担増の理解を求めていくべきである。

○ そのためには、租税、社会保険料、自己負担を一体的に考え、それぞれの持つ性格に応じた適切な組み合わせとともに、給付や負担の透明性の確保、負担の公平化の推進、制度の公平さと効率を高めていくことなどが不可欠である。

(4) 社会保障の財源と税制

○ 租税、社会保険料、自己負担を適切に組み合わせていくとしても、社会保障の充実を図っていくためには、租税だけをとっても膨大な財源が必要である。

○ 福祉に関しては、新ゴールドプランをはじめてとする高齢者介護対策、子育て支援対策、障害者福祉対策など国民が切実に求めている施策の実施とその充実を図っていくためには、国・地方を通じ、長期にわたつ

て必要な額が貯まる安定的な財源の確保が不可欠である。これらの施策は主として地方政府によって担われるべきもので、その事務権限に対応した地方自主税源の拡充が必須の要件となる。そのために、今般の会が実現していくことを望みたい。

税制抜本改革時に、国の安定的な財源の確保と併せて、地方税制の改革を行い地方財政を強化する。

○ 年金については、基礎年金財政の税方式への移行を展望しつつ、今般の税制抜本改革時に国庫負担率を三分の一から二分の一に引き上げ、二一世紀初頭に三分の二に引き上げるなど国庫負担率を段階的に引き上げる。そのために、「年金目的税」を含め安定的な租税財源策を講じる。

13 おわりに

以上、社会保障に関する分野全般にわたり、二一世紀福祉社会に向けた総論及び各論について本調査会としての基本的な考え方を提示した。本報告は中間報告であり、例えば、国際医療技術協力、年金の通算、外国人労働者問題などの国際化への対応や、社会保障政策決定における情報の公開など、さらに詳細な検討を要する課題も少なくない。特に、施設やサービスの整備・供給目標やその財源の在り方については今後さらに検討し、より具体的なプログラムを提示していきたい。

これを契機として、新しい時代に向けた社会保障政策の在り方が活発に議論され、国民的合意の下に、我々が目指す二一世紀福祉社会が実現していくことを望みたい。

一九九四年五月現在

高齢社会福祉プログラム
特別調査会（政策審議会内）

会長	池端清一
副会長	五島正規
委員	細谷治通
事務局長	庄司中
会員	今井澄
加藤萬吉	金田誠一
小林守	森井綱岡
岩田順介	森井忠良
田邊誠	中西績介
会田昭	岡崎トミ子
大森長栄	池田隆一
清水澄子	菅野久光
三重野栄子	堀利和
千葉景子	細谷昭雄
西岡瑠璃子	角田義一
川橋幸子	浜本万三

調査会の審議経過

○五月二六日	○五月二八日	○五月二九日	○五月二二日	○五月二六日	○四月二二日	○四月二六日
報告者：今井澄 いて	厚生大臣官房政策課	報告者：厚生省大臣官房政策課	報告者：厚生省大臣官房政策課	報告者：厚生省大臣官房政策課	報告者：厚生省大臣官房政策課	報告者：厚生省大臣官房政策課
○三月一〇日「基礎年金財政のあり方」についてヒアリング						
報告者：池田省三氏（地方自治総合研究所事務長）厚生省年金課						
○三月二四日「福祉のあり方とその財源調達」についてヒアリング						
報告者：有岡一郎氏（朝日新聞編集委員）						
○三月三一日 厚生省懇談会「二一世紀福祉ビジョン」についてヒアリング						
報告者：厚生省大臣官房政策課						
○四月七日 「社会福祉制度における措置」についてヒアリング						
堀勝洋氏（上智大学教授）						
○四月一四日「自立と選択の福祉ビジョン」についてヒアリング						
高木郁朗氏（日本女子大学教授）						
○四月二五日「中間報告」案の検討						
同上						



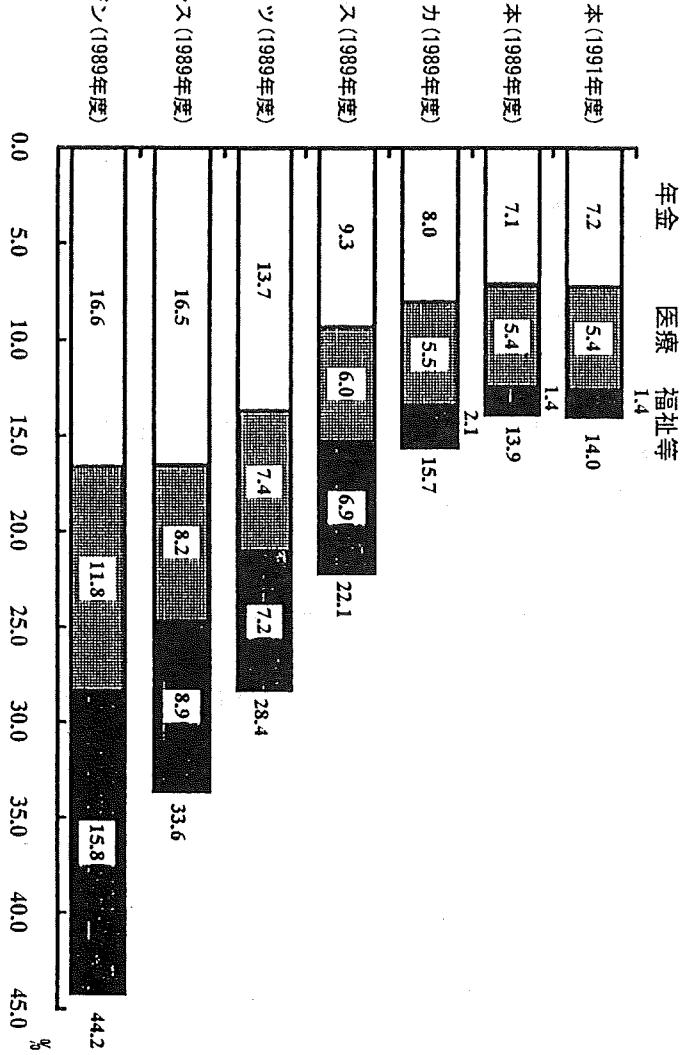
付属資料

(1) 我が国社会保障制度の変遷

(政府資料)

年 代	年 金	医 療	福 祉 そ の 他
戦 前	・労働者年金保険法(16) ・厚生年金保険法(19)	・健康保険法(11) ・職員健康保険法等(14)	・保健所法(12)
昭和20年代	・厚生年金60歳支給へ(29)	・医療法等(23) ・精神衛生法(25)	・生活保護法(21) ・食品衛生法(22) ・児童福祉法(22) ・身体障害者福祉法(24) ・社会福祉事業法(26)
昭和30年代	・国民皆年金の実現(36)	・国民皆保険の実現(36)	・母子福祉法(33) ・精神薄弱者福祉法(35) ・老人福祉法(38)
昭和40年代	・厚生年金「1万円年金」(40) ・厚生年金「5万円年金」物価スライド・再評価制の導入(48)	・国保7割給付(41) (←5割) ・老人医療無料化(48) ・高額療養費、 被用者家族7割給付(48) (←5割)	・寝たきり老人に対する老人家庭奉仕員派遣制度(44) ・児童手当法(46)
昭和50年代		・老人保健法(57) ・被用者本人1割負担の導入(58)	・デイサービス事業・ショートステイ事業の実施(53)
昭 和 6 0 年 以 降	・基礎年金制度導入による制度体系の再編成(60) 給付と負担の適正化 女性の年金権の確立 ・被用者年金制度間調整法(元) 一元化への道ならし	・医療計画に基づく病床規制(60) ・老人保健施設制度化(61) ・精神保健法(62) ・医療法改正(64) 特定機能病院と療養型病床群の制度化	・ゴールドプラン策定(61元) ・福祉八法改正(64) 措置権移譲 老人保健福祉計画 ・福祉と看護の人材確保二法(64)

(2) 社会保障給付費（対国民所得費(9)の部門別構成割合の国際比較



(3) 社会保障制度を取り巻く環境の変化

(1) 人口構造の変化

	昭和30年(1955)	平成4年(1992)	平成37年(2025)
○ 平均寿命の伸び 男: 63.60 歳 → 女: 67.75 歳	→ 76.09 歳	→ 82.22 歳	→ 78.27 歳 85.06 歳
○ 老齢人口の増加 479万人	→ 1,623万人	→ 3,244万人	
○ 年少人口の減少 3,012万人	→ 2,137万人	→ 1,825万人	
○ 総人口の減少 9,008万人	→ 12,441万人	→ 12,581万人	

(ピーク時は、平成23年(2011)で13,044万人)

	昭和25年(1950)	平成元年(1989)	平成4年(1992)
○ 合計特殊出生率 注1の低下	3.65	→ 1.57	注2 → 1.50

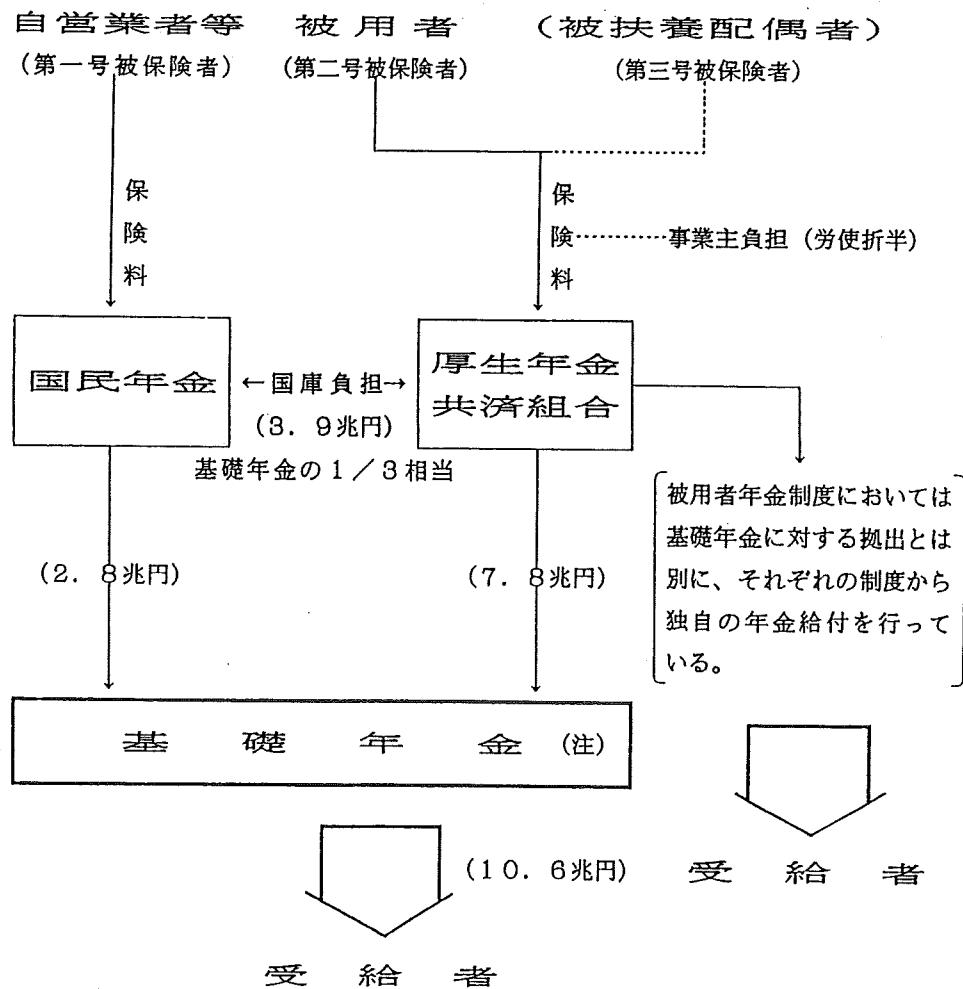
注1: その年の年齢各歳毎の生み方で生んだとした場合に1人の女子が一生の間に生むこととなる子供の数
注2: 昭和41年の丙午1.58を下回る

(2) 家族構造の変化

- 核家族世帯や高齢者単独世帯が増加する一方、三世代世帯は減少するなど、家族の多様化、小規模化が進行。
- 家庭の介護・育児機能が低下。

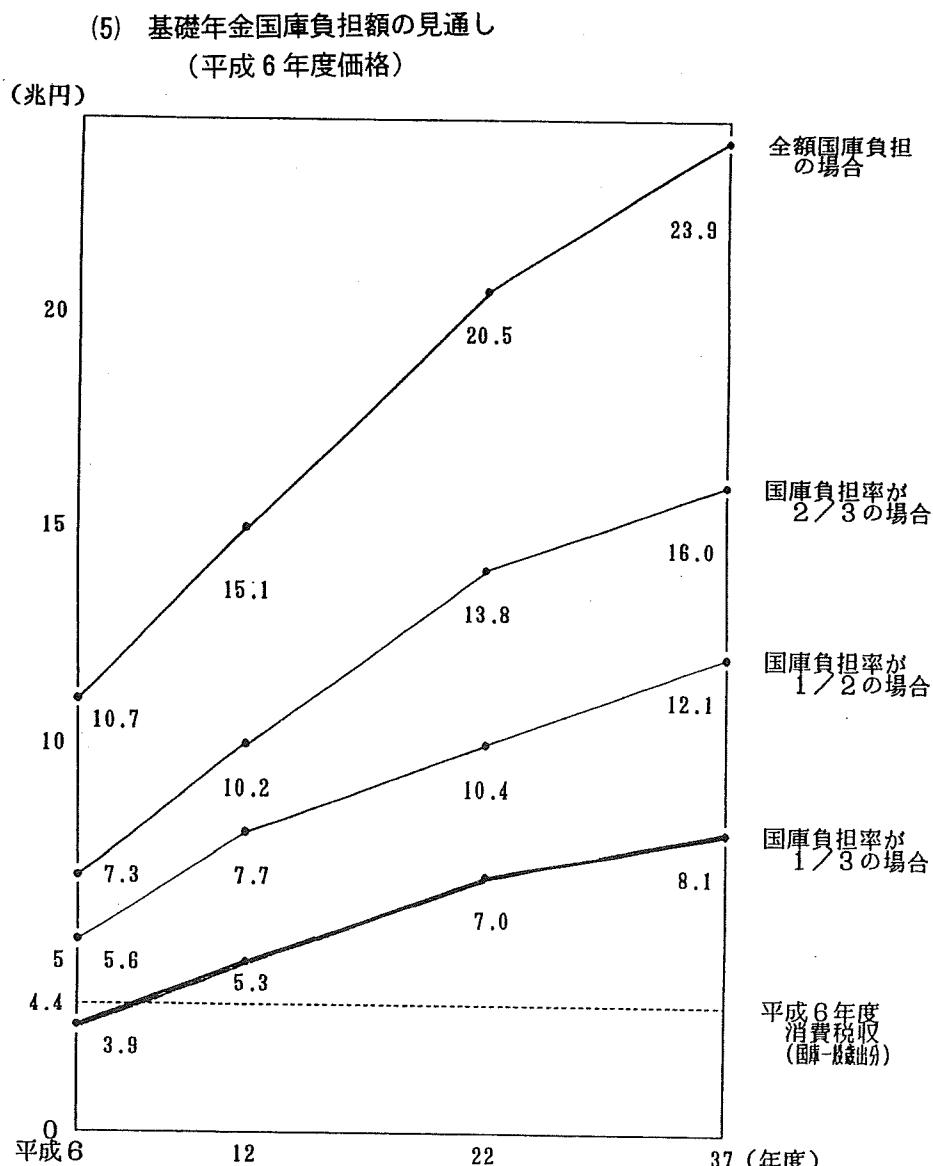
	昭和30年	平成4年	平成12年
○ 世帯人員数の変化	4.97人/世帯	→ 2.99人/世帯	→ 2.72/世帯
○ 核家族の増加	860 万世帯	→ 2,432 万世帯	→ 2,795万世帯
○ 単独世帯の増加	204 万世帯	→ 897 万世帯	→ 1,218万世帯
内、 高齢者単独世帯	26 万世帯	→ 225 万世帯	→ 291万世帯
○ 三世代世帯の減少	832 万世帯	→ 539 万世帯	→ —
○ 総世帯数	1,890 万世帯	→ 4,121 万世帯	→ 4,615万世帯

(4) 基礎年金国庫負担について年金財政の仕組み



[6年度予算ベース]

(注) 昭和61年4月前に年金の受給権が発生した人については、当該給付の一定部分について基礎年金とみなされ、各制度から支給されており、これらの金額についても基礎年金としてカウントしている。



○消費税税収(平成6年度)
 うち、国庫一般歳出分
 地方交付税分
 消費譲与税分

7.2兆円
 4.4兆円 (国分)
 1.4兆円 (地方分)
 1.4兆円 (地方分)

(注) 国の一般会計歳入予算に占める消費税税収は、国庫一般歳出分と地方交付税分の合計の5.7兆円。

○消費税税収1%で、国分 1.5兆円増
 地方分 0.9兆円増

(6) 老人保健福祉サービスの体系

(か所数、費用負担割合、設置主体の公民の割合)

		治療的因素		外 来 診 療 公費 3割 保険者拠出金 7割
在宅 ↑ ↑ ↑	ホームヘルパー 訪問指導 日常生活用具 給食サービス 入浴サービス 等	老人訪問看護 278か所 公費 5割 保険者拠出金 5割 公 民 11% 89%	[ホームヘルパーの場合] 公費 10割 公 民 28% 72%	
		デイサービス 2,743か所 公費 10割 公 民 45% 55%	老人保健施設 デイ・ケア 496か所 負担割合及び公民の別は老人保健施設と同様	訪 問 診 療 公費 3割 保険者拠出金 7割
		ショートステイ 17,797床 公費 10割 公民の別は特別養護老人ホームと同様	老人保健施設 ショートステイ 463か所 負担割合及び公民の別は老人保健施設と同様	
施設 ↓ ↓ ↓	ケアハウス 3,760人 全額自己負担が原則 公 民 7% 93%	養護老人ホーム 6.8万床 公費 10割 公 民 65% 35%	特別養護老人ホーム 19.6万床 公費 10割 公 民 16% 84%	病院 老人病院、療養型病床群、老人性痴呆疾患療療病棟等 公費 3割 保険者拠出金 7割 公 民 15% 85%

(注1) 数字は平成4年度。ただし、老人訪問看護のか所数は平成5年8月現在であり、老人保健施設のショートステイ、デイ・ケアのか所数は平成3年10月現在。

(注2) 公民の別は、設置主体による区別であり、「公」は国、地方公共団体を指す。

(注3) 老人病院のうち介護体制の整ったもの及び精神病院の老人性痴呆疾患療療病棟については、公費負担割合は5割である。

(注4) 老人保健福祉サービスには、それぞれ定額又は負担能力に応じた自己負担がある。上記の費用負担割合は、総費用から自己負担分を除いたものについての割合である。

(注5) 公費の内訳は、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイについては、国5割、都道府県2.5割、市町村2.5割であり、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについては、国5割、市5割又は国5割、都道府県2.5割、町村2.5割である。

(注6) 外来診療、訪問診療、病院、老人訪問看護、老人保健施設デイ・ケア、老人保健施設ショートステイ、老人保健施設については、公費負担分について国4／6、都道府県1／6、市町村1／6の割合でそれぞれ負担している。

(7) 主な老人関係施設についての比較

		病院			老人保健施設	特別養護老人ホーム		
機能	一般病院	介護力強化病院	療養型病床群 (2群)					
	←→→→→→ 治療機能 →→→→→→→→ ←→→→ 廉養機能 →→→→ ←家庭復帰機能→ ←家庭的機能→							
対象者	急性期又は慢性期の治療が必要な老人		長期療養患者	病状定期で、リハビリ・看護・介護が必要な老人	居宅介護が困難な寝たきり老人			
手続き	病院・施設と個人の契約					市町村長の措置		
開設者	医療法人等			医療法人等 社会福祉法人等	社会福祉法人等			
施設	←→→→→→→→ 病室・居室の一人当たり面積 →→→→→→→→ 大 4. 3m ² /人 6. 4m ² /人 8. 0m ² /人 8. 25m ² /人							
費用負担関係	←→→→→→→→ 公費負担の割合 →→→→→→→→ 大 公費3割 保険者拠出金7/10 国2/10 県0.5/10 市町村0.5/10 公費5割 保険者拠出金1/2 国1/3 県1/12 市町村1/12 公費10割 国1/2 市…1/2 町村北…国1/2 県1/4 町村1/4							
利用者	一部負担金 …入院の場合月2.1万円			利用料 …月約6万円	所得に応じた負担 …平均月約3万円			
スタッフ	←→→→→→→→ 治療・看護に重点を置いたスタッフ構成 介護・生活に重点を置いたスタッフ構成 →→→→→→→→							
100人当り	医師 6人 看護婦 25人 その他 薬剤師、診療放射線技師等	医師 3人 看護婦 17人 介護職員 13人	医師 3人 看護婦 17人 介護職員 17人	医師 1人 看護婦 8人 介護職員 20人 P.T.O.T 1人 その他生活指導員等	医師 1人 看護婦 3人 介護職員 22人 (医師は非常勤可)			
現在数 ↓ 目標数	3,565 病院 796,717 病床 (H4. 7. 1) (注)	635 病院 82,080 病床 (H5. 7. 1) —	29 病院 2,166 病床 (H5. 11. 1) —	822 施設 69,333 床 (H5. 10. 31) ↓ 28万床	2,576 施設 182,280 床 (H4. 10. 1) ↓ 24万床			

(注) 一般病棟で基準看護をとっているものの数である。

(8) ゴールドプランの進捗状況

区分	年 度 () 内は実績	平成4年度予算		平成5年度予算		平成6年度予算案		十か年戦略目標 (平成11年度)
		平成4年度予算 () 内は実績	平成5年度予算	平成5年度予算	平成6年度予算案	平成6年度予算案	平成6年度予算案	
在宅福祉対策緊急整備								
ホームヘルパー	46,405 (56,543人)	52,405人	59,005人	100,000人				
ショートステイ	15,674 (17,797床)	19,674床	24,274床	50,000床				
ティーサービス	3,480か所 (2,743か所)	4,330か所	5,180か所	10,000か所				
在宅介護支援センター	1,200か所 (791か所)	1,800か所	2,400か所	10,000か所				
特別養護老人ホーム	192,019 (196,279床)	202,019床	212,019床	240,000床				
老人保健施設	91,311 (71,336床)	113,811床	139,811床	280,000床				
ケアアハウス	9,700 (3,760人)	16,700人	23,700人	100,000人				
高齢者生活福祉センター	120か所 (101か所)	160か所	200か所	400か所				

(9) 介護費用の負担

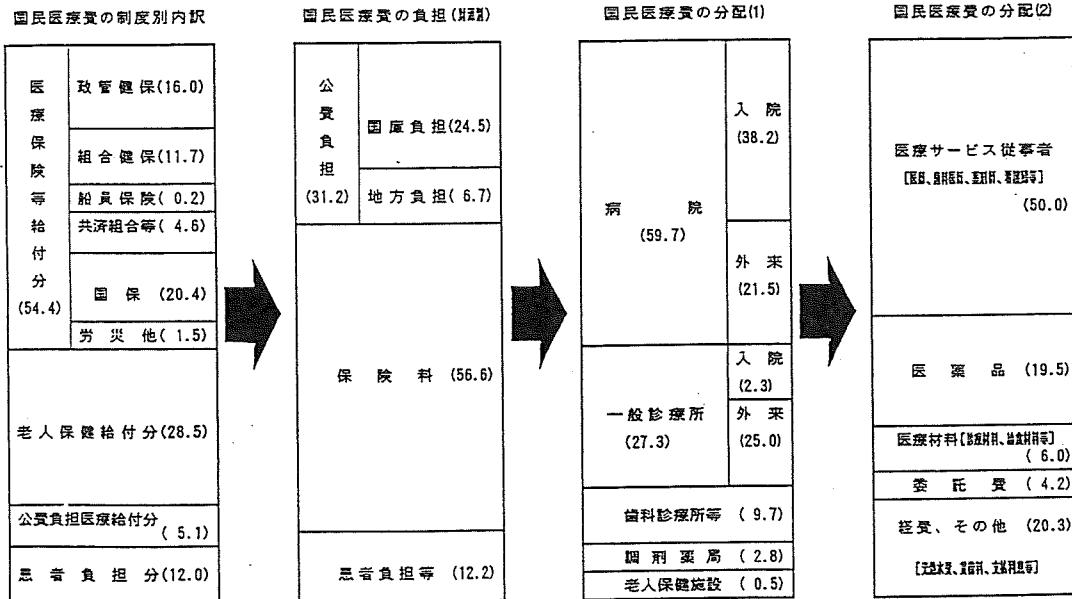
[平成3年度ベース]

			※※
		2.7. 4万円	
利用者負担 2.9万		利用者負担 4.7万	
国10.2万	国10.2万	保険者拠出金11.4万	
都道府県 5.1万		保険者拠出金21.1万	
市10.2万	國 7.6万	国 6.0万	※※※
町 村 5.1万	都道府県 1.9万	都道府県 1.5万	11.1万円
	市町村 1.9万	市町村 1.5万	公費・保険者拠出金 10.4万
特別養護老人ホーム	老人保健施設	病院	在宅

※ 特用地、定員80人の場合。
 ※※ 老人医療受給対象者の全国平均入院診療費（平成3年度実績）。
 ※※※ 在宅の介護費用については、ホームヘルパー週4回、老人訪問看護週1回、デイサービス週2回利用した場合の費用をモデル的に示したものである。
 老人訪問看護は平成4年度創設であり、単価は4年度のものを用了。自己負担については、モデル年金受給者の世帯を想定し、算出したものである。

(10) 国民医療費の構造(平成3年度)

国民医療費 21兆8,260億円
1人当たり医療費 176,000円



(医療経済実態調査 平成3年6月)

(11) 欧米諸国における合計特殊出生率の推移

国名	1965	1970	1975	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
日本	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57	1.54	1.53
アメリカ	2.93	2.48	1.77	1.84	1.84	1.84	1.87	1.93	2.01	—	—
スウェーデン	2.42	1.94	1.78	1.68	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02	2.14	—
イギリス	2.85	2.45	1.81	1.89	1.80	1.78	1.82	1.84	1.85	1.84	—
フランス	2.84	2.47	1.93	1.95	1.82	1.84	1.82	1.82	1.81	1.80	—
旧西ドイツ	2.50	2.02	1.45	1.45	1.28	1.35	1.36	1.41	1.44	—	—
イタリア	2.55	2.46	2.19	1.66	1.41	1.34	1.32	* 1.33	* 1.33	* 1.29	—

注：*は暫定値又は推計値

資料：United Nations, Demographic Yearbook, Council of Europe, Recent Demographic Developments

in the Member States of the Council of Europe, 1991, Strasbourg 1991

(日本の場合、厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。)

注：*日本の1992年の数値は1.50

	フランス	イギリス	スウェーデン
保育サービス	<p>0～1歳…保育所 2～5歳…母親学校 　　幼稚学級 　　幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭保母（有資格保母の家庭に預かる制度） ・年金額の算定で子を少なくとも9年間（16歳まで）養育した場合子1人につき2年間加入期間を加算 	<p>2～4歳…保育学校／初等学校付設保育学級 0～7歳…保育園／チャイルドマインダー／ブレイグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドマインダー（保母の家庭で預かる制度） ・育児介護に従事した期間は、退職年金の資格期間から控除される 	<p>0～6歳…保育所 4～6歳…幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭保母（有資格保母の家庭で預かる制度）
児童・家族手当	<ul style="list-style-type: none"> ・家族手当法（1932年） ・現行制度（1946年） ・対象は第2子から 　　16歳未満児童 　　（学生は20歳未満） ・所得制限なし ・支給月額 第2子 17,410円 【割増給付】第3子 22,339円 　　[10～14歳 4,902円] 　　[15歳以上 8,718] ・財源は事業主拠出、自営業者拠出等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童給付法（1975年） ・対象は第1子から 　　16歳未満児童 　　（全日制の学生の場合 　　19歳未満） ・所得制限なし ・支給月額 第1子 9,994円 　　第2子 8,078円 ・財源は全額国庫負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法（1948年） ・対象は第1子から 　　16歳未満児童 　　（学生は20歳未満） ・所得制限なし ・支給月額 第1子 18,045円 　　第2子 18,045円 　　第3子 27,068円 　　第4子 36,090円 　　第5子～45,113円 ・財源は全額国庫負担
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ・両親休暇法 （1977年労働法典編入） ・父母同時に取得も可 ・子が3歳になるまで原則1年 最長3年・取得には1年以上 継続就業が条件 ・原則所得補償なし、医療保険 関係給付の受給資格は存続 第3子から養育手当有 ・全日休暇、労働時間短縮形態 ・復職の場合は以前と同程度の 職に復帰できる ・財源は使用者、自営業者の負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度なし ・雇用関係は断絶 ・復職の場合は以前を下回らない 労働条件で以前の職場に復帰できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇法（1972年） ・父母同時に取得不可 ・生後1歳半まで全日休暇 所得補償あり、社会保険料負担なし ・8歳又は小学1年終了まで 労働時間短縮1/2, 3/4 一定額の両親手当による所得 補償あり ・取得には直前6か月又は2年 間に12か月の雇用が条件 ・復職の場合は以前と同程度の 職に復帰できる ・財源は使用者85%、国15%の 負担
所得税制	<ul style="list-style-type: none"> ・家族単位主義 ・人的控除なし ・家族の課税所得を合算し、 家族除数（単身者1、夫婦 2、扶養子女1人につき 0.5、3人目から1）で除し 累進税率適用後家族除数を 乗ずる （家族合算分割課税制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人単位主義 ・基礎控除 770,465円 ・夫婦控除 383,560円 ・扶養控除なし <p style="text-align: right;">〔 770,465円=3,455ポンド 〕 〔 383,560円=1,720ポンド 〕</p> <p style="text-align: right;">注) 1ポンド= 223円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人単位主義 ・基礎控除 ・配偶者控除なし ・扶養子女控除（要件が厳しく 適用が限定的）

IMFによる1991年平均値(1ドイツマルク=81.18円、1スウェーデンクローネ=24.06円、1フランスフラン=26.50円)により日本円に換算

(12) 育児関連施設の国際比較

	日本	アメリカ	ドイツ
保育サービス	0～5歳…保育所 3～5歳…幼稚園 ・事業所内保育施設等	1～5歳…保育センター 3～5歳…幼稚園 保育学校	0～2歳…託児所 3～学齢…キンダーガルテン 学齢～14歳…学童保育センター ・出生後3年間は平均報酬の75%相当の年金保険料を拠出したものとみなす ・満10歳までの育児期間は年金保険料支払猶予期間
児童・家族手当	・児童手当法(1972年) ・対象は第1子から (1992年度より) 3歳未満児童 ・所得制限4人世帯 358.9万円 ・支給月額第1・2子 5,000円 第3子～ 10,000円 ・国、地方負担(被用者分に事業主負担) ・被用者については全額事業主負担の特例給付	・児童・家族手当制度なし 社会保障上の要扶養家族扶助(AFDC)は貧しい家庭の救済の意味合いが強い。	・児童手当法(1955年) ・現行制度(1975年) ・対象は第1子から 16歳未満児童 (学生は27歳未満) (失業者21歳未満) ・所得制限第2子以降 段階的減額(1983年) ・支給月額 第1子 5,683円 第2子 10,553円 第3子 17,860円 ・財源は全額国庫負担
育児休業	・育児休業等に関する法律(1991年成立) ・男女雇用労働者対象 ・子供が1歳になるまでの期間 ・取得には1年以上雇用等が条件 ・休暇中所得補償なし ・全日休業、勤務時間短縮措置の形態 ・育児休業を理由とする解雇制限	・家族医療休暇法(1993年) ・女子労働者を対象 ・生後12か月の間に12週間 ・取得には12か月以上雇用等が条件 ・金日休暇の形態 ・復職の場合は以前と同じまたは同等の職へ復帰できる	・連邦育児手当法等(1986年) ・男女労働者を対象 ・子供が3歳になるまでの期間 ・取得には配偶者が雇用中か失業者登録中か職業訓練期間が条件 ・所得補償(育児手当)は産後24か月まで支給(1993年～) 月額 生後6か月まで…48,708円 7か月から…収入額により通減 ・全日休暇の形態 ・再就職の場合は以前と同程度の職に復帰できる ・財源は全額国庫負担
所得税制	・個人単位主義 ・基礎控除 35万円 ・配偶者控除 35万円 ・配偶者特別控除 35万円 ・扶養控除 35万円 ・扶養控除(特定) 50万円 16歳以上23才未満	・個人単位主義、夫婦単位主義併用制 ・基礎控除 291,500円 ・配偶者控除 291,500円 ・扶養控除 291,500円 (291,500円 = 2,350ドル) 注) 1ドル = 124円	・個人単位主義、夫婦単位主義併用制 ・基礎控除なし 〔最高限度額(455,906円)までゼロ税率が適用される〕 ・配偶者控除なし ・扶養子女控除 333,162円 (455,906円 = 5,616.7ドル) (333,162円 = 4,104.7ドル)

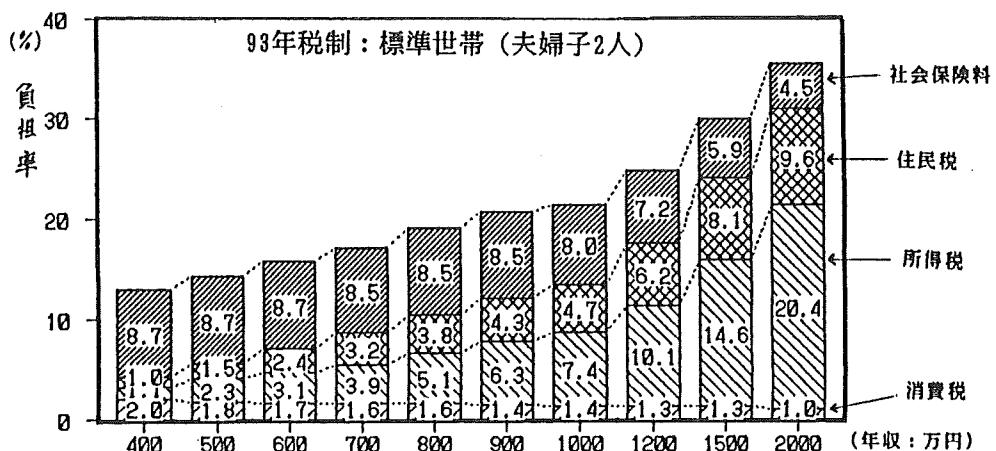
(13) 社会保障給付と国民負担率の国際比較

(単位: %)

	社会保障給付費の対国民所得比 (1989年度)				租税・社会保障負担の 対国民所得比 (1989年)			老年人口 比率 (1989年) (65歳以上 人口比率)
	合計	医療	年金	福祉等	合計	租税負担	社会保障 負担	
日本	13.9	5.4	7.1	1.4	38.7	27.8	10.9	11.6
1991年度	14.0	5.4	7.2	1.4	38.1	25.6	12.5	12.6
アメリカ	15.7	5.5	8.0	2.1	36.5	26.1	10.4	12.5
イギリス	22.1	6.0	9.3	6.9	51.5	40.7	10.8	15.6
旧西ドイツ	28.4	7.4	13.7	7.2	53.0	30.9	22.1	15.4
フランス	33.6	8.2	16.5	8.9	62.1	34.1	28.0	13.9
スウェーデン	44.2	11.8	16.6	15.8	75.8	55.8	20.0	17.8

※ 日本(1991年度)の租税・社会保障負担の対国民所得比は、1992年度(平成4年度)の実績数値
フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比は、1988年の数値

(14) 税・社会保険料の年収別負担率(連合試算) [連合資料]



介護祉ビション、福祉プログラム、建立与党福祉小委員会報告等について

総論		高齢福祉ビジョン、福祉プログラム、建立与党福祉小委員会報告等について	わが党の重要な政策
目標るべき社会像等	21世紀福祉ビジョン —少子・高齢社会に向けて— (厚生省 高齢社会福祉ビジョン懇談会 3月28日)	高齢社会福祉プログラム中間報告 —戦後福祉社会から21世紀福祉社会へ— (日本社会党 高齢社会福祉プログラム特別調査会、5月26日)	福祉小委員会報告 (建立与党 福祉社会に対応する税制改革協議会 年金・医療等福祉に関する小委員会、6月7日)
<p>○適正給付・適正負担の福祉社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉負担（公的保障中心）でも低福祉負担（自助努力中心）でもない、公民の適切な組合せによる適正給付・適正負担という我が国独自の福祉社会 ・適正給付・適正負担の具体的な内容について、国民的選択と論議が必要。 ・そのため、現行制度ケース、ケースI、II、IIIの選択肢4例の試算を提示。 <p>○自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の自立を基盤とし、国民連帯でこれを支える「自立と相互扶助」 <p>○公正、公平、効率性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の譲権的意識と合意形成が重要であり、そのため公平・公正の確保が必要である。無駄のない真に国民のニーズに則した効率的なシステム <p>○年金、医療、福祉等のバランスのとれた給付構造の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の安定化、医療制度の安定化、効率化を図るとともに、介護や子育てなど福祉等の水準を思い切って引き上げる（5：4：1→5：3：2） 	<p>○高齢化が活力に結びつく明るい社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この基本理念の下、社会経済全体のシステムを少子・高齢社会にふさわしいものにつくり替えていく <p>○適正給付・適正負担の福祉社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは画一的で、一部の「弱者」に対して「付与される」サービスという色彩が強かったが、これを普遍化された社会サービスに改めていく。 <p>○公助を中軸とした、共助、自助の重層的な組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の日本型福祉社会論は、男女の固定的な役割分担を前提とした家族の責任（自助）と、地域や企業における福祉（公助）を強調するあまり、公的な社会保障システム（公助）の役割を限定的に捉える傾向が強かった。 ・自助や共助をいたずらに強調するのではなく、公的な社会保障を中心的に据えた上で、地域の機能を拡充・強化するとともに、個人の自助・自立の精神が活かされることが必要である。 <p>○世帯単位のシステムから個人単位を基盤とする社会システムに再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加、晚婚化の進行、老人単身世帯の増加など、シングル化、男女共生社会化に対応し、個人単位を基礎として社会システムを再構築 	<p>○本人の自由な選択と自立・継続の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの考え方を基礎とし、すべての人々が、本人の自由な選択によって必要な社会サービスを受けながら、自立した個人として社会に受け入れられる、今までのライフスタイルを維持しながら、安心して生きがいのある楽しい生活を営めるようにする。 <p>○質の高い福祉・公平な負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民の適切な組み合わせにより、利用者が本位の質の高い効率的なサービスを、より納得できる公平的な負担により賄うと、社会サービスが強化され、色彩が濃かったが、これを普遍化された社会サービスに改めていく。 <p>○質の高い福祉・公平な負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このため、国民の自立努力を支援し、充実した社会連帯感をもつて、地域社会づくり、活動ボランティア活動を推し進め、一人一人が安心して、幸せを感じて、生きる社会をめざす <p>○福祉重視型の社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉ビジョンのケースIIが最も相応しいものとして評価し、実現のための具体的方向性を提示。 ・基本方向として、年金制度改革や医療の効率化、介護・子育て対策の飛躍的充実により、福祉重視型の社会保険制度への構造転換を図っていくことが必要。 	<p>少子・高齢化社会となる21世紀に對応し、社会の活力を維持しつつ、効率的で温かみのある社会保障制度をつくる。</p> <p>このため、国民の自立努力を支援し、充実した社会連帯感をもつて、地域社会づくり、活動ボランティア活動を推し進め、一人一人が安心して、幸せを感じて、生きる社会をめざす</p> <p>わが党の重要な政策 要綱 (自由民主党、5月)</p>

21世紀福祉ビジョン	高齢社会福祉プログラム中間報告	福祉小委員会報告	自民党重要政策
<p>公民の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・公的部門は、地域のシステムづくり、必需的なサービスの確保、インフラ整備、人材の確保等について中心的な役割。 ・民間部門については、個々人のニーズに即した多様で高度なサービスが提供できるよう、普及育成する。 ・サービスの提供機関については、機動的なサービスによる視点から、彈力的なサービスの確保を図る観点から、民間部門の活用によるサービスの提供を促進していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自助を中心とした、共助、自助の重層的な地域福祉システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体による公助を中心根据として、必要なサービスの確保、インフラの整備、人材の養成確保、地域のシステム作り等の役割を中心に、国民のニーズの多様化、高度化に対応できる公的制度の整備、大筋の基本構造を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公助を中心とした、共助、自助の重層的な組み合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・公的部門は、住民の基礎的ニーズに対応した社会保障の基盤づくり ・民間部門は、機動性、彈力性を生かし、各人の負担によるサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民の役割分担の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・公的部門は、市町村を中心とした社会保険の運営、そのための権限委譲、規制緩和や制度的、人的財政的な基盤整備を推進。 ・都道府県は市町村間の調整と援助の設定とシステムの形成を図る ・国は所得再分配政策と、シビルミニマムを確保するための基盤整備と調整 ・地方財政の強化 ・市町村の合併や連携等による社会保障における基礎的行政単位の確立

	21世紀福祉ビジョン	高齢社会福祉プログラム中間報告	福祉小委員会報告	自民党重要政策
社会保障財源問題	租税財源	<ul style="list-style-type: none"> ・租税財源について、国民的公平性が得られるような財源構造の実現を図ることが必要。 ・目的税の導入については、税収により給付やサービスが制約されるおそれ等の問題から、慎重な対応が必要。 ・間接税の增收措置が講じられる場合にその一定程度を社会保障の経費に充当することは検討に値する。その場合は、緊急の課題である介護対策の充実等に充てていくことが適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の税制抜本改革時に、国の安定的な財源の確保と併せて、地方税制の改革を行い、地方財政を強化する。 ・年金については、税方式への移行を展望しつつ、国庫負担率を引き上げるため、年金目的税を含め、安定的な租税財源策を講じる。 ・目的税の導入については、税収により給付やサービスが制約されるおそれ等の問題から、慎重な対応が必要。 ・間接税の增收措置に際し、その一定程度を緊急度の高い介護、児童対策の充実に充てることを検討すべき。 	<p>・租税財源については、国民的公平性が得られるような財源構造の実現が最も基本的(税制小委員会での検討を要望)。</p> <p>・目的税の導入については、税収により給付やサービスが制約されるおそれ等の問題から、慎重な対応が必要。</p> <p>・間接税の增收措置に際し、その一定程度を緊急度の高い介護、児童対策の充実について明瞭化してゆきます。</p>
税と保険料との関係	受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障料負担中心の考え方には、基本的に維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額の国民年金保険料は逆進性が高く、基礎年金の国庫負担率を段階的に上げ、年金保険料負担のウエイトを高めることにより、年金保険料負担の増大を抑制すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障料中心の枠組みは、基本的に維持
国民負担率等		<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担についても、税や保険料負担者と受益者のバランスの観点から、公平な負担ルールの確立が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は必要であるが、低所得者への配慮が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担については、低所得者に対して配慮しつつ、利用者と税・保険料負担者との公平を確保
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障支出は新しい質の経済成長を促すもの。福祉の充実は社会の活力の低下を招くというのは誤った認識。 ・国民負担率は与件ではなく結果。従来の見直しの考え方であり、見直すことが必要であるではなく、必要な社会サービスを確保するための財源は必要に応じて国民に負担増の理解を求めていくべきもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の維持発展のためには、将来にわたって一定規模の安定的成長が必要。 ・一方、社会保障が経済発展に負担する面も看過されではならない。 ・経済の発展や社会の活動を損なわないよう、国民負担率の上昇を5.0%以下をめどに抑制することを目指としている行革審答申の趣旨も踏まえ、社会保障の効率化国民負担率の上昇を抑える。 ・21世紀の高齢化のピークを展望しつつ、今後の給付と負担の在り方について、国民的な選択と合意形成に努めていくことが必要 	<p>・税負担と合わせた社会保障費用の増大に伴う国民負担の在り方について、国民的議論の中で明瞭化していくべき。</p>

各論

	2.1 世紀福祉ビジョン	高齢社会福祉プログラム中間報告	福祉小委員会報告	自民党重要政策
高齢者の介護	<p>○新ゴールドプランの策定 ・施設サービスと在宅サービスを通じて目標水準の思い切った引き上げを行う</p> <p>○介護を支える人づくり ・ゴールドプランの少なくとも倍増、寝たきり老人ゼロ作戦の徹底をはじめ、現行ゴールドプラン事業経費の最低限5割増程度とすべき</p> <p>○仕事と介護が両立しうる雇用システム ビヨンでは具体的な数字は示されないが、プログラムではヘルパーの5割増や費用一等の倍増や明記。小委報告では更に踏み込んだ記述</p>	<p>○実施基盤の確立 ・ゴールドプランを閣議決定し緊急整備促進の法的措置も含めた実施基盤の確立</p> <p>○看護・介護休業法の制定</p>	<p>○新しい介護保障システム ・総合的で質の高いサービスが提供され、介護費用を公負担する利用型の新しい介護保障システムを検討し、介護の社会化を実現すべき</p>	<p>○新ゴールドプラン ・ホームヘルパー、ティーサービスの倍増など現行目標の大幅引き上げ（数字で提示） ・施設サービスについては、待機者の解消を目標に必要数を確保 ・現行ゴールドプランの約1.6倍の経費が必要。 ・数量目標の引き上げのほか、訪問看護ステーションなどの新規メニューの追加、介護力を備えた老人病院の整備、施設の居住環境の改善、リハビリの福祉用具の普及、住宅・まちづくり対策など具体的な方向性を提示</p> <p>○特に緊急の課題である介護のシステムを整備する</p> <p>○その際、高齢者が活動する資産運用を活用した福祉サービスを実施する</p>
子育て	<p>○子どもを持ちたい人が安心して子どもを生み育てられるよう地域や社会で支える いずれの報告もエンゼルプランの策定を図る</p> <p>○2.1世紀に向けた介護システムの構築度実験を行い、施設でも高齢者との接觸やニーズに応じて必要なサービスが等しく受けられるような介護システムを構築していく</p>	<p>○安心して子どもを産み、育てることができること ・子どもを持つ人が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健全体で成長していくよう、子育てを社会全体で支えていくシステムづくり ・子育てを健全な次世代の形成という社会全体の問題として捉え、そのコストを社会全体として負担</p>	<p>○エンゼルプランの樹立 ・子育ては健全な次世代の形成に向けての社会的な投資全般という意味合いを踏まえ、子育てを社会的に支援 ・就労女性の増大など社会の流れに対応していくため、保育サービスや放課後児童クラブ等の思い切った充実が必要。このための予算は2,000年段階ではほぼ倍増。</p> <p>○こどもたちが健全に育つための社会環境を整備し、子育てと仕事を両立が可能な立場となるよう総合的な児童健全育成対策を押し進めらる</p>	<p>○在宅福祉政策や施設充実の目標を引き上げる。</p> <p>○また、高齢者が所有する土地等を売却した際に減税するよう検討する。</p>
	<p>○エンゼルプランの策定 ・保育システム、育児休業中の給付など、仕事と育児の両面を支える対策を推進 ・保育システム、育児休業中の給付など、仕事と育児の両面を支える対策を推進 ・子育てのコストについて社会全体が必要な支援をしていくか検討が必要</p> <p>○エンゼルプランの策定 ・雇用システム、保育サービス、低学年児童対策、経済的負担の軽減、生活環境の整備の5分野について、最低限盛り込むべき事項（22項目）を列挙</p>	<p>○エンゼルプランの策定 ・雇用システム、保育サービス、低学年児童対策、経済的負担の軽減、生活環境の整備の5分野について、最低限盛り込むべき事項（22項目）を列挙</p>		40

障害者に対する 福祉小委員会報告	高齢社会福祉プログラム中間報告	自民党重要政策
障害者に対する 年金制度の確立	<p>○21世紀に向けた介護システムの構築 •21世紀に向けた介護システムの構築に際しては、障害者に対する介護の在り方についても検討し、障害者の自立と社会参加に役立つような方向でシステムの展開を図る等</p> <p>○21世紀を展望した公的年金制度の見直し •人生80年時代にふさわしいものに雇用制度も年金制度も見直していく •将来にわたり年金受給世代と現役世代の給付と負担の均衡を図る •公的年金制度の一元化を推進し、制度間の給付と負担の不均衡を是正</p> <p>○公的年金と企業年金、自動努力の組合わせによる豊かな老後の生活設計</p>	<p>○ノーマライゼーションの理念の実現 •新長期計画の強力な推進 •新長期計画に基づく施策を積極的・計画的に展開 •特に、福祉サービスについては、必要な具体的な目標を設定し、計画的な推進を図るべき。</p> <p>○21世紀に向けた課題 •65歳までの雇用と年金との接続が図られる高齢者雇用の推進（今回の年金改革による制度の下で雇用推進を図る） •公的年金制度の一元化を推進し、制度間の給付と負担の不均衡を是正 •女性の年金権の拡大について検討 •障害者の在り方等について検討</p>
保健医療	<p>○若い時からの健康づくりや病気の予防をきめ細かく支援する地域の保健サービス体制の充実・改革 •市町村を中心とした保健サービス体制の改革の推進等</p> <p>○医療需要の変化に対応した効率的な医療体制の確保 •医療施設機能の体系化、地域医療供給システムの整備、効率化の推進等</p> <p>○医療の質的向上とこれを支える医業経営の効率化、健全化 •病院等の近代化、マンパワー確保、研究開発の推進など医療基盤の整備等</p> <p>○病気になった時の経済面の不安を解消する医療保険制度の安定化・効率化 •医療資源の配分の効率化、多様化の推進 •国民健康保険制度の長期的安定化、制度間・保険者間の給付と負担の公平化を推進</p>	<p>○基礎年金の財源の確保 •基礎年金の空洞化の解決とナショナルミニマムの確保のため、税方式へ移行。 •移行は段階的に行い、今般の税制抜本改革時に3分の1を2分の1に引き上げ、21世紀初頭には3分の2に引き上げる</p> <p>○医療の質の向上 •療養環境の改善と施設の近代化、インフルエンザ・感染症の対策、施設機能の体系化等 •国公立医療機関の運営体制の見直し等</p> <p>○安心して医療にかかるる医療保険制度の確立 •制度間・保険者間の給付と負担の公平。薬漬け医療等を是正し、診療報酬は出来高払いを基本としつつ病状に応じて定額支給等の見直し等</p> <p>○国民健康保険制度の立て直し •高齢者の医療費負担の公平化、低所得者医療費の国・都道府県・市町村の共同負担、保険料の地域割格差は正のための都道府県の関与の強化などが必要。医療保険の一元化に取り組むべき。</p>
	<p>○ノーマライゼーションの理念の実現 •新長期計画に基づく施策を積極的・計画的に展開 •特に、福祉サービスについては、必要な具体的な目標を設定し、計画的な推進を図るべき。</p> <p>○物価上昇や生活水準の向上に応じた給付の改善を行う。</p> <p>○将来とも年金を受ける世代との負担と保険料を負担する世代との給付と負担の在り方を整理する無理のないよう制度を見直す</p> <p>○今後の中長期的な課題として検討すべき •今後の中長期的な課題として検討すべき</p> <p>○生涯を通じた健康づくり •働きざかりの現役時代を含めた、生涯を通じた健康づくりを推進</p> <p>○老人医療の在り方 •国民のニーズや希望に即した高齢者のケニア体制の整備</p> <p>○生涯医療等を是正し、診療報酬は出来高払いを基本としつつ病状に応じて定額支給等の見直し等</p> <p>○質の高い効率的な医療の実現 •療養環境の改善、新技術への対応、がんエイズ対策の推進、医療費の効率化等</p> <p>○医療保険制度の安定化、公平化 •給付と負担の公平化を図り、公平かつ安定的な医療保険制度を確立</p> <p>•特に、国民健康保険制度については、都道府県、市町村が一体となつた長期的安定化方策を検討すべき。</p>	

21世紀福祉ビジョン	高齢社会福祉プログラム中間報告	福祉小委員会報告	自民党重要政策
マン・ペワ ー	<ul style="list-style-type: none"> 勤務条件の改善、人材の積極的登用等魅力ある職場づくりの推進。 ボランティアについて、研修、情報提供等その活動の基盤を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技能を有する人材の大量確保 人材の育成 ボランティア活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉を支える多様な人づくり 保健医療、福祉の人才培养
木目詰(木告)	<ul style="list-style-type: none"> 総合的相談窓口、コーディネーターの確立等、サービスへのアクセスを改善 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが身近に利用できる相談体制の確立 保健医療福祉の総合相談窓口を中学校区に最低1か所整備する等相談体制を確立 これをバックアップする保健医療福祉の情報ネットワークの整備や、電話番号を全国統一する等利用しやすくサービスを改善 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉の総合相談窓口を中学校区に最低1か所整備する等相談体制を確立 これをバックアップする保健医療福祉の情報ネットワークの整備や、電話番号を全国統一する等利用しやすくサービスを改善
雇用システム	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、女性が働く意欲、能力を十分發揮できるよう雇用システム・育児・介護と両立しやすい雇用システム 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の安定した雇用機会の確保 障害者雇用の推進 働き続けたい女性が働き続けられる雇用システム 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも65歳までは現役の社会 男女共生型の社会の実現
福祉インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・子どもを持つ世帯などのための住宅対策の充実 高齢者、障害者、子どもたちが安心してくらすことのできるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 公共投資の配分の見直し 高齢者世帯などのための住宅の大額な整備 福祉のまちづくりの推進 福祉機器の開発と普及 保健医療福祉情報システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設・保健医療施設の着実な整備 高齢者・障害者に配慮したすまい・バリアフリー型のまちづくり 福祉用具や医療技術・機器の開発・普及 ゆとりある住環境など安心して子どもを生み育てられる環境づくり 保健医療福祉サービスの情報化の推進
いきがい、生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの自立と創造性を育む教育 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習等の推進 	
国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障分野における国際貢献の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障分野における国際貢献の推進 	

資料



一九九四・五・三

憲法記念日にあたって

日本社会党

※※※※※※※※※※

一 憲法施行四七周年記念日にあたり、冷戦崩壊後の世界情勢のなかで、ますますその輝きと重要性をましてきた日本国憲法について、國民とともにその意義を確認しあうとともに、心から祝いたい。社会党は、改めて日本国憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重の理念を政治に生かすために全力を擧げる決意を表明する。

一 三八年ぶりの政権交代を実現した細川連立政権は、憲法の理念と精神を尊重することを前提としていた。連立時代に入ったわが国の政治における憲法の尊重、主権者国民が主体となる護憲運動が重要なになっていくと考える。

一 羽田新政権の一部に、憲法が禁止している集団的自衛権や、朝鮮半島の「有事」を想定し、その対処の方法として、憲法の拡大解釈や変更を行おうとする発言がみられることが憂慮する。社会党は、党の存在をかけて、その危険な意図に反対する。

一 国連の安全保障には非軍事的手段から軍事的手段まである。日本国憲法が、国連の活動であっても、武力行使につながるものを見止めていることは、明確である。社会党は、憲法の理念と精神を積極的に生かし、国際協調と総合的安全保障の確立、軍縮と非核化の推進、国際紛争の平和的解決にむけて努力をしていく決意である。

以上

〔第七回中央委員会関係〕

一九九四・五・二八（第七回中央委員会）

委員長挨拶

村山富市

※※※※※※※※
第七回中央委員会に出席いただいた仲間の皆さん。ご苦労さまです。
〔第七回中央委員会に出席いただいた仲間の皆さん。ご苦労さまです。〕

皆さんが案内の様に、日本社会党が連立政権からの離脱を決断し、羽田内閣の野党となつてから一ヶ月がたちました。

細川政権の八ヶ月間、社会党は連立与党の一員として多くの事を学び、そして苦渋の選択を重ねてきました。冷戦構造が崩壊し、世界中が変革の時代に向かい、日本もまた、いわゆる五五年体制が終わり、



政治の変革の時代にあるなか、国民の期待する政党政治の改革に向け努力を重ねてきました。しかし、今なお変革の道は半ばであり、私たちは過渡期の時代に生きています。こうした中で政局の激動と政界再編の大きな波もまた私たちに降りかかっています。

こうした状勢の中で開かれた中央委員会が、どのような日本社会党の進路を定めるか、国民の注目を集めています。私は今日における政局の展開と日本社会党がいかなる道を歩むべきかについて、簡潔に所信を申し上げ、挨拶といったいたしたいと思います。

まず第一は、羽田内閣に対する私たちの態度であります。

私はさきの代表質問では、「羽田政権が改革の初心を貫くのであればこれを支持し、逆行の懸念が見えれば具体策を提起し、断固対決する」社会党の原則的な立場を表明しつつ、内外の重要な政治課題に対して対処できず行き詰った場合、総辞職か解散かの道を選択せざるをえないことを申し上げました。

皆さんご案内の様に、首班指名選挙の直後に与党間合意を無視した連立与党の統一会派「革新」の結成や、この間まで自民党にあって連立政権を攻撃していた人物の閣僚登用など、細川政権時代の与党間の信頼関係は完全に崩され、連立の前提が破壊されました。しかもその結果、議院内閣制の常道に反する不正常な状態で、少数与党に支えられる不安定内閣であります。

さらに、スタート間もない政権の重要な閣僚が、南京大虐殺を始め、過去の侵略戦争や植民地支配の歴史的事実を歪曲する発言を行ったり、集団的自衛権行使の為の憲法解釈の変更や有事法制化を言及し、取り消すなど、自民政権時代にすら否定されてきた発言を重ね、アジア諸国の人々に日本への不信を生みました。これらの事実は羽田内閣が細川連立政権の改革の継承どころか、より反動的で後退的な性格を示したものであります。

私はこの八ヵ月間、いつも社会党が連立政権に参画をしている意味は何処にあるか、その責任と役割などについて、考えつづけてまいりました。ある人は、社会党は下駄の石だと言いました。踏まれても踏まれてもついてくる下駄の石とのことであります。私は社会党が政権に参画していることによって、国民の政治に求めている期待に、少しでも応えることができるならば、粘り強く政権の中でその役割を果たすことが、国民のためにしなければならない、わが党の責務だと考えました。しかし、社会党が連立政権から離脱を決断したのは、離脱することが、より国民の為にその役割を果たせることになると判断したからにはなりません。

政策的に考えれば、先の確認事項に盛られた九項目の政策合意は、政権を離脱した以上、与党としての拘束を受ける事はありません。合意事項に調印した責任をどう果たすかは、党独自で判断をしていかなければなりません。特に、安全保障問題や朝鮮の核疑惑問題、税制問題への対応については、今後、党の見解をさらに鮮明にしていかねばならない点であります。

第二は、新しい連立政権の展望とわが党の政権戦略であります。

私は先の都道府県代表者会議で、第二次連立政権の列車から下車した私たちが、再び同じ列車に乗ることはないと申し上げました。もちろん私たちは連立政権時代に生きる政党として、また、連立政権に参画する中で国民の政治への要求を実現し、党の再生を目指す立場から連立政権に参画していく積極性を持たねばなりません。しかし、その積極性は現在の羽田内閣に復帰することと混同してはならないと思います。

社会党が連立政権を離脱した時に、国民の多くからは当然だったとの共感が寄せられました。同時に連立政権の安定の為には、社会党の政権参画が必要であるとの意見も多数ありました。

こうした国民の声を背景に、少数与党である羽田政権の取るべき道は、二つの方法があります。一つは羽田内閣が自ら総辞職し、新たな枠組みで虚心に理念・政策・手法などについて合意した連立政権を社会党も参加をして確立することあります。

もう一つは、羽田内閣が衆院を解散し、総選挙を行い、有権者国民の審判とその結果に基づく新しい政府を構成することです。社会党はそのいずれの場合にも、国民に責任を持つ政党として、新しい政権作りに参加していく決意を表明してまいりました。

社会党が新しい政権を展望するとき、その中軸となるのは、いわゆる社民・リベラル勢力であることは言うまでもありません。私は連立政権の八ヶ月間、これらの勢力結集、とりわけ新党さきがけとの連携を重視してきました。その成果が両党の信頼関係を固め連立政権離脱後も幹部間の協議および政策協議の場を生み出しています。両党が国民の良識的で民主的意見を代弁し、反憲法的・強権的政治理念および政治手法と対抗していく軸となっていくと確信します。私はこの軸をさらに広げ強めねばならないと考えています。

私はかねてから、変革の時代における政党は、どんどん変わっているものであり、現状を固定して考えるべきではないと主張してきました。現在の自民党の中にも、私たちの護憲・リベラルの理念を共有する人々もいます。私たちは、これらの人々とも連携していける懐の広い政権を展望していかなければなりません。政党の再編もまた、保守と新保守に収斂させていく一大政党制的な考え方方に立つことはできません。穩健な多党制を展望し、社民・リベラル勢力で一極を構成し、政治のリーダーシップを取らねばなりません。

また、社民・リベラル勢力の一翼を担うべき政党や勢力が、私たちの戦列から離れている事実は残念であります。連合を始めとする労働組合は、その社会的性格から見て、社民勢力の有力な一員であり、宗

第三は総選挙・衆議院選挙・統一自治体選挙に向けての、党の力を集中していく問題です。

委員長就任以来、常に私の頭から離れなかつたことは、昨年の総選挙で党が議席を半減させ、多くの仲間を失つたことであります。何としても議席の回復をはかり、党の再生を彼らとともに実現することが私の任務だと肝に銘じてきました。

もちろん私たちは、議席を半減させながらも、金権腐敗政治の一掃を始めとする政治改革実現を求める国民の期待に応えるため、自民党政権支配を終わらせる連立政権に参画し、様々な困難を乗り越え、政治改革関連法案を実現させてきました。次期総選挙は小選挙区制のもとにおけるものとして準備もしてきました。従つて、社会党の中に政治改革から後退した認識はないと思います。それどころか、佐川事件の解明をはじめ、政治家とカネにかかるスキャンダルの解明と再発防止は途上であり、国会改革や行政改革、地方分権の推進はなお一層努力しなければなりません。連立政権から離脱したわが党が、一日も早く国民の期待に応えうる新しい民主的政権を目指すのも、そのためであります。

中央委員の皆さん。これから社会党の政局対応が重要であり、キヤスティングボートを握ることになります。社会党が政局のリーダーシップを發揮していく為にも、命運をかけて総選挙・参議院選挙・統一自治体選挙など、一連の選挙勝利への展望を主体的に闘いとろうではありませんか。

党の置かれた重大な局面とその責任について強く認識され、全党が「常在選挙」体制を確立し、一致して行動していただけるよう強く訴えたいと思います。皆さんのご理解と積極的な討論をお願いし、中央

教団体もまた平和を求める勢力であると考えています。これらの人々との連携については、中央・地方で心にとめていきたいと思います。

委員会成功のためにご協力をお願いし、私の挨拶といたします。
ありがとうございました。

一般党務報告

日本社会党書記長 久保亘

一 全国からお集まりの中央委員のみなさん、激動の政局の中で政治の未来と党の選択に重大な関心を抱き、ここにご出席いただいたことに心から敬意を表します。

この中央委員会は年頭の第六〇回定期大会で「一九九四年運動方針」を確立して以来の決議機関であります。この五ヶ月間に、私たちが参画した細川連立政権の最大の事業であった政治改革法案を成立させ、与党として初めて九四年度予算編成をなし遂げました。しかし、その審議入りができないうちに、細川首相の辞任から後継政権の発足へと推移し、党は連立離脱の決断をするといった劇的な展開を遂げたのであります。この間、三月五日の全国書記長会議、及び五月九日の都道府県代表者会議で、その都度党務について報告し、全国的意志統一を図ってきたところであります。国民はこの中央委員会で、社会党が政権構想を示し、政局の主導権をどう確保するのか、注目しています。

党は先の定期大会で、一九九五年までの運動方針を確立し、政治の

信頼を回復し、生活者政治を実現する本格政権を展望すること、政権への参画を基盤に党の再生をなし遂げることを基本目標に掲げております。今回の「政権離脱」は、政権に関わる大会方針をなんら変更、放棄するものではないことは明確であります。その意味で、今中央委員会の最も主要な任務は、早い次期に社会党的参画する新たな連立政権樹立の展望を切り開くことであり、そのもとで衆議院選挙、統一自治体選挙、および参議院選挙に勝利する体制を確立することにあります。

この党務報告は、そのような認識にたって、四月二六日の「政権離脱」の決断に至る経過と、羽田政権への対応に焦点をしばりつつ、五カ月間の、党務一般についてご報告いたします。

二 連立政権に参画したわが党は、「連立政権樹立に関する八党会派合意」に基づいて、中心的課題である政治改革の実現に、全力をあげて取り組んできました。その目的は、議会制民主主義の危機を招いた政治腐敗を根絶することであり、民意を反映した政党本意、政策中心の選挙制度を衆議院に導入することでありました。わが党は、企業団体献金の禁止、小選挙区比例代表並立制などを骨格とする政治改革関連四法案を積極的に推進し、政治改革担当相、自治相というわが党出身の所管大臣を先頭に、五カ月余に及ぶ激しい国会論戦に臨んできたのであります。

党の基本方針については、昨年九月と本年一月の二度に分けて開催された第六〇回定期全国大会を通じて明確に全党的意志として確立されており、三月四日までに衆参の本会議で最終的に成立した政治改革関連四法案は、基本的にこの方針実現に沿った重要な第一歩となつたのであります。

当初私たちが成立を目指した政府案は、自民党の抵抗と社会党内の一部の党議違反により参議院での否決という事態のもとで極めて不十分

分な結果に終わりました。しかし、長年の自民党政権下で不可能であった政治資金規制や連座制、罰則強化など前進があつたことを評価し、今後の改革の足掛かりとしなければなりません。与党としての責任と信頼を損なう二〇名もの党議違反が参議院の否決につながったことはきわめて遺憾であります。

次に九四年度予算と税制改正についてであります。九四年度予算は、自民党政権のもとでの概算要求後という集約がありながらも、生活者優先、内需拡大、防衛費の抑制など「連立政権樹立に関する合意事項」の具体化に向けて着手することができました。具体的には、景気対策に効果が期待される合計六兆円近い所得減税の実現であり、ゴールドプランの前倒し実施や公園、都市交通など生活関連部分に重点を置いた公共事業配分などを列举することができます。今年度の税制改正についても、自民党政権のもとで既得権益を重ねてきた租税特別措置・非課税措置等に初めてメスを入れ、使途不明金、交際費への課税を強化するなどの措置によって今後の公平な税制作りへ大きく踏み出しましたのであります。

六兆円に及ぶ減税財源として、「国民福祉税」という名の消費税率の大幅引き上げが突如として細川首相から発表されるという遺憾な事態もありました。党は、さきがけ、民社党など協力してこれを撤回させるとともに、連立与党内での協議による国民の合意形成を求めて、「福祉社会に対応する税制改革協議会」がスタートいたしました。党は、この責任ある結論を得るため四月八日の全国政審会長会議において「税制改革指針案—税制改革論議を進めるための論点整理」を提示し、討論を深めつつあるところであります。また、年金、医療、介護など高齢化社会のサービス・給付と負担のあり方を、政策としてまとめてあげる作業を続けてまいりましたが、このほど高齢化福祉プログラム特別調査会からは「戦後福祉社会から二一世紀福祉へ」の中間報告がだされ、さらに行財政改革プロジェクトからは「経過報告」がと

りまとめられており、「税制改革指針案」とあわせて、各級機関において十分論議していただきたいと考えております。

三 このような予算編成に関わる成果と努力にもかかわらず、一ヵ月以上に及んで国政の停滞をもたらしたものは、NTT株、佐川問題など政治資金にまつわる細川首相の疑惑問題であります。これらが野党自民党に審議妨害の口実を与え、四月八日、突然の首相退陣表明となつたことは、政治改革政権として誠に残念な事態だったと言わなければなりません。

細川首相の退陣表明を受けた連立与党は、さっそく細川首相の後継首相の選出に向けた協議に入り、わが党はその基本を、あくまで細川連立政権の枠組み維持と、改革路線の継続に置くよう強く主張してきました。

この過程で、第二期連立政権の性格にかかるいくつかの基本問題が発生しました。

第一は、「新たな政権樹立に関する確認事項」であります。与党代表者会議は、昨年七月二六日の「政権合意事項」及び「八党派覚書」の継承を基本に、政治改革、日米関係、安全保障、朝鮮半島問題、高齢化社会対策と税制改革など九項目を「確認事項」とすることで協議に入りました。その中で①憲法の安全保障理念、②朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑解決に関する中国との協議、③税制改革における間接税の税率引き上げーの三点の表現をめぐり、主として新生党との間で厳しい対立が生じたのであります。しかし粘り強い協議の結果、①に関しては、「国連による普遍的安全保障」としたこと②に関しては、「アジアにおける関係各國」という表現で中国を含めたこと③に関しては、「現行消費税の改廃」と「国民の理解を得つつ」を明記することにより、各党間の譲歩と妥協が図られました。

第二は、「羽田首相指名選挙」についてであります。上記の「確認

事項」を調印した与党党首会談は、村山委員長の推挙に基づき新生党的羽田党首を首相とすることで一致し、指名選舉に臨みました。その結果、両院の第一回投票で過半数を獲得し、羽田首相が選出されたのであります。党は、羽田内閣誕生の際は連立政権の中核となる決意を固めていたのであり、この選択に誤りはなかつたと考えております。

第三に、第二期連立政権の枠組みと運営にかかる問題であります。この首班指名から組閣へと移るわずかな時間に、突如として一三〇人の新会派「革新」が届けられ、与党第一会派の地位を占めるという事態が発生しました。しかも、この会派には「政権樹立のための確認事項」の協議にも参加していない新しい党が加わっており、組閣方針を協議する党首会談にもこの枠組みを既成事実として出席していましたのであります。

自民党の渡辺美智雄氏を連立政権の首班に擁立しようとする動きを伏線として、党は、この一連の事態を、一方的な連立の枠組みの変更であり、連立政権の基本ともいうべき政党間の信義と信頼が損なわれたものと判断せざるをえませんでした。四月二六日未明に及んで党三役は、「連立政権離脱」の決断を下し、中央執行委員会、両院議院総会の決定としたのであります。その際、先の「確認事項」については、政権離脱によって「与党としての拘束は受けない」ことを声明するとともに、党首間で調印したこの確認事項の内容に関して、公約としたものであり、国民に責任を負うことを明確にし、党独自の判断で対応することを表明したのであります。この一連の経過と結果については、五月九日の都道府県代表者会議においても報告しているところであります。

四 羽田政権はわが党ときがけの離脱によって少数与党内閣として出発しております。

発足直後には閣僚の問題発言が相次ぎました。それは侵略戦争の反

省を明確化した細川政権の歴史観を覆すものであつたり、これまでの政権が強く戒めてきた集団的自衛権にまで踏み込んだ憲法解釈や、有事法制化への衝動が表面化したものであります。わが党的強い抗議と主張によって羽田首相は、その後の人事および国会答弁によってこれを否定しておりますが、国民は、社会党、さきがけを含まない羽田政権に対しても明らかに危惧の念を抱いております。政権運営の透明性、民主性の問題とあわせて、細川政権の改革路線継承を羽田政権に働きかけることが、確認事項に合意し羽田首相指名に加わった党の責任であると考えております。

先の都道府県代表者会議における書記長報告で示した、当面の政局、政権に対する党の対応は、次の三点に集約されております。

第一は、九四年度予算案と羽田政権への対応について、であります。細川政権のもとで編成された九四年度予算政府案は、大幅に成立が遅れ、いまや景気回復をはじめ経済面でも対外的信用の面でもマイナスの影響が懸念されています。党は責任政党として、この予算の一日も早い成立に全力をあげる方針で臨んでおり、政治的迷惑でこれを遅延させることは、いかなる勢力といえども許されないと考えております。羽田政権に対しては、先程申し述べた懸念を念頭に、受け身ではなく積極的に提案と働きかけを強め、「協調」と「対決」の「是々非々」の態度で臨むことにしております。

第二は、政権参画への展望について、であります。

細川前連立政権の八ヶ月は、大会方針に基づき、多くの成果をもたらしました。それは、国内外にわたる日本政治の信頼回復の重要な契機となつたし、腐敗と停滞の中についた政権構造を変革し、憲法の理念を現実化していく上で重要な役割を果たしたのであります。

党が野党時代に実現しえなかつた政策が、より少ない勢力であつても与党であれば実現できるというプラス学習を、いくつもの実例によって体験いたしました。国民の社会党を見る目も、かつての政権担当

能力への不安と政策の現実性への疑問を、ほぼ払拭することができたと考えております。このような党と政権にかかる八ヶ月の経験を肯定的に総括するなかから、わが党的参画しようとする政権の条件を明確に打ち出すことによって、「新たな連立政権の樹立」を促していくなければなりません。

第三は、政界再編への対応についてであります。

「五年体制」の崩壊は従来の保守対革新の構図を塗り替え、いままた、自民党から離党した勢力の多様な政治選択によって、「非自民対自民」の対抗関係にも著しい変化が生じつつあります。小選挙区比例代表並立制の施行が日程に上るとともに、政党再編成に向けた流れも加速化しております。

一方、自民党は求心力を失っているとはいえ、いまだ衆参両院で群を抜く大勢力を維持しており、政権への復帰によって改革の歯車を逆転させる可能性を持っています。したがって現在の自民党が中心となつた自社大連立政権は、党の選択肢ではありえないことを明確にしなければなりません。

党は、社会民主主義勢力の総結集の条件を探るとともに、政権パートナーであった新党さきがけ・青雲などのグループとの連携を強めつつ、対話型の国会運営を求める与党内の政治勢力や、自民党内のリベラル派とも連携して、新たな連立政権の樹立に挑戦する決意であります。このため既に、さきがけとの党首会談に基づいて、安全保障、税制改革、農業対策の三分野で政策協議を開始し、国政の各般にわたる連携関係の緊密化を進めつつある。

五 次に、運動方針に基づく各分野の取組みとその結果について、簡潔に報告致します。

政権与党としての経験を生かす新しい党活動として、国民参加型の予算編成をめざす取組みを意欲的に準備してまいりました。これは、

党出身の閣僚や次官、および各都道府県本部の協力を得て「国民ヒアリング」などの形で進めて参りましたが、政権離脱という新たな事態により再調整せざるをえなくなりました。予算を中心として党の影響力を強める活動は、与党であるか野党であるかにかかわらず追求していくべきものと考えております。したがって、各社会団体や地域・自治体を対象とした九五年度予算編成に向けた対話をいっそう精力的に進めなければなりません。特に、自治体議員の理解と協力がなければ、これは成功しないのであります。

P.L法、アスベスト規制法などをめぐって消費者団体や関係業界などとの調整に取組み、「廃棄物処理展」にも政党として展示コーナーを設けるなど大きな成果をあげました。

三月に開かれた護憲連合及び原水禁国民会議の合同会議などを通じて、運動と組織の新しいやり方が論議されております。それぞれの運動の歴史的節目にふさわしい展開とともに、党自身が積極的な構想をもつてこれにかかわることができるように、今後とも関係局を中心に努力して参ります。

昨年の記録的凶作の影響を受け、三月の一時期に店頭からコメが消えるという事態が発生致しました。また、食糧庁の通達による外国産米と国産米のブレンドは、消費者の厳しい批判を受けました。党はこれらの事態に対し、いち早く村山委員長を先頭とする調査団を派遣し、消費者の不安を解消する緊急措置を求めたのであります。また、党の「緊急農業重建対策本部」は、ガットウルグアイラウンドの閣議調印を前にした四月七日に、コメ、中山間地対策等の充実を急ぐよう、改めて首相に申入れを行つたことも、合わせて報告しておきます。

青少年と党を結ぶため、幅広い団体の協力を得て、「青少年政策プロジェクト」を発足させるとともに、連立与党間の青年議員によるシンポジウムを成功させるなど、若い世代の政治参加と政策実現に向けた試みを続けているところであります。女性に関しても、政権交代を

女性の政治参加促進の契機とするため、女性閣僚を中心に政府の各審議会への女性の参加率を高める努力が払われ、連立与党女性議員連絡会や総合女性政策プロジェクトの結成にも、党の女性議員が主導的役割を果たしたのであります。

政権与党としての重要な成果を普及する「九四年度予算編成の成果とポイント」及び「よくわかる新・選挙制度Q&A」を出版するなど、タイムリーな宣伝素材の提供に力を入れてきました。アクセスによる「国会と社会党」の通信など、敏速な情報の提供にも努力しております。各都道府県本部の努力にもかかわらず、「社会新報」「月刊社会」党の減額傾向は現在なお続いており、全党的奮起を強く要請します。

なお複数の県本部においては、組織運営上不正常な事態が続いている、党中央は慎重に当事者の意見調整を進めながら、規約に即した解決が図られるよう努力を継続しているところであります。

政治改革法案などの採決をめぐる「党議決定違反」問題について、中央執行委員会は「除名を含む処分が適当である」との見解を付記して中央規律委員会に付託しておりました。その結果、五月九日に中央規律委員会の最終結論を得たところであります。

この一連の党議違反問題については、二月段階において衆議院議員四名と参議院議員一名の「厳重注意処分」、さらに四月段階において同委員会の結論を待たず、また党的説得に応じることなく離党、別会派加入を強行した参議院議員三名の「除名処分」となっています。そして最終報告では志苦裕参議院議員を含む一二名については、党员権制限百日を最高として、けん責処分に至る各処分内容を決定しました。この詳細については本中央委員会において、中央規律委員会委員長から正式な報告が行われることになつております。

六 次に国際活動について、ご報告いたします。

第一は、社会主義インターナショナル（S-I）東京理事会の開催についてであります。五月一〇日から一三日にかけて、アジアで初めて開催されたS-I東京理事会及び社会主義女性インターナショナル（S-IW）東京幹事会は民社党との協力のもとに成功させることができました。このS-I東京理事会には、世界四八カ国から四一政党、二三組織の代表参加をえて、社会民主主義のアジア、太平洋地域への影響力の広がりと、政権交代を実現した日本に対する強い関心を示したものとなりました。これは、「アジア太平洋の安全保障に関する決議」ほか多くの決議に結実されております。また、国連に大きな影響を持つ社会主義インターが国連の改革と強化に強い意思と方針を示し、冷戦後の新世界秩序の形勢を打ち出したのであります。S-IWでは、世界規模での女性の社会参加の前進を踏まえ、クオーター制の更なる推進について決議を採択することができました。これらはわが党的方針と軌を一にしており、高く評価するものであります。

第二には、五月一五日から二二日まで、日中の党間交流一〇周年を記念した党の訪中団を派遣し、中国共産党中央と東北地方の市民レベルでの交流を繰り広げたことであります。この訪中において江沢民総書記は、永野前法務大臣の発言について未来志向で解決することを提案するとともに、朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題については、「圧力をかけ、制裁を加えることは同意できない。関係三カ国とIAEAの四者による対話と協議を通じて解決すべきであり、このため中国は日本やアジア近隣諸国とともに、積極的に働きかける」との見解を示しました。このほか、東アジアの関係諸国が話し合う共通のテーブルとして「東アジアフォーラム」の設置などについて両党間で合意されております。

また世界では、南アフリカにおいて長い白人支配に終止符が打たれ、ANC（アフリカ民族会議）のネルソン・マンデラ氏が大統領に就任

するという人種和解への歴史的スタートがはじまりました。マンデラ政権の前途には険しい試練が予想されますが、改革と進歩に向かい勇気と粘り強さを發揮されるよう心から支援を送りたいと思います。私たちの政権への再挑戦も、このような世界の友人たちと手をたずさんながら、必ずや成功へと導く決意を最後に申し述べ、一般党務報告を終わります。

以上

一九九四・五・二八～一九（中央委員会）
社会党税制調査会

「指針案」提起以降と

今後の取組みについて

社会党税制調査会が四月八日に行われた「全国政審会長・政策担当者会議」において提起した「税制改革指針案」（副題＝税制改革論議をすすめるための論点整理）は、今日までの党的方針や取組み等を踏まえつつ、副題にある通り、今後の税制改革論議を行う際に役立つと思われる論点整理に重点を置いた構成となっている。

「指針案」の特長は、高齢社会に対応できる税制を如何に築くか、党税調が今の段階で示し得る「バランス論」から、概括的に論じている点にある。

「初めに消費税アップありき」の如き、政府税調が打ち出した直間比率是正論ではなく、応能負担原則の尊重、安定性の確保、経済の国際化への対応、地方分権の推進などを総合的に検討する中で、新時代にふさわしい税体系の構成要素を、一から洗い直し、国民の

視点から、所得・資産・消費の三課税分野に、改めて組み直すことをめざしている。したがって、社会・経済構造の今後の変化を展望し、資産課税の強化と併せて、消費課税の比重が相対的に重くなるとの認識を示してはいるが、応能負担原則に立脚する所得課税が基幹的な位置を占めるとの立場を、わが党が堅持するのは論を待たない。

ただし、人生八〇年時代となった今、世代間の負担の分かち合いを意識した税制の在り方を検討する努力を放棄するには許されないだろう。消費課税は、福祉ビジョンに代表される「使い道」が国民に受け入れられるならとの条件はつくものの、逆進性緩和等の有効な措置を講じることができれば、応益課税の側面を持ち、かつ国民の選択に応じて課税される一等の利点も有することへの評価・認識を、率直に打ち出しているのも事実である。

また、国と地方の税財源配分に関し、福祉の視点から改革を促す内容ともなっている。高齢化対策等の財政需要の増加に耐えうる安定的な地方税体系を確立することが急務との観点から、税制が誘導する地方分権の可能性を追求した。

いずれにしても、①二一世紀を展望するとき、その社会システムづくりにあたっては、税制が中心的な役割を果たさざるをえない。②使途に関する国民合意（社会保険料の逆進性問題も含めた給付と負担の在り方など）と、まず、税をめぐる不公平の是正及び行財政のリストラ等を図るなかで、抜本改革の環境整備を進めるべし」というのが、「指針案」の基調である。

一連立を解消したとはいえ、新政権発足に当たり合意された「確認事項」は、党的公約とも言うべきものである。国民生活擁護の見地から、現行消費税の改廃を含む間接税問題等に關しても、引き続き検討を深めていかなくてはならない。

この方向性に沿い、党税調は、わが党の「福祉ビジョン」の策定を進める高齢社会福祉プログラム特別調査会などとの共同作業を通じ、「指針案」の政策的肉付けに取り組んでいる。特に、所得税の応能原則を機能させる総合課税化の手法並びに実現の時期、現行消費税の欠陥是正（逆進性、益税問題等）、五兆円規模の制度減税とわが党の「福祉ビジョン」を支え得る税体系の再構築等々、生活者が関心を寄せる懸案事項について、政策実現可能な改革案の詰めを急いでいるところである。当然のことながら、党内論議の保証など、民主的な手続きを尊重することで、論議の成熟化を図りたいと考える。

一 政府・与党の税制改革案に対応するため、さきがけ・青雲等との税制協議にも積極的に取り組み、国民の支持を獲得できる税制の「オルターナティブ」（代案）づくりをめざす決意である。

※「税制改革指針案」は本誌五月号に掲載すみ。

一九九四・五・二八～一九（中央委員会）

経過報告告

日本社会党政審議会
行政改革プロジェクトチーム

党政策審議会の行政改革プロジェクトは、連立与党税制改革協議会の下に設置された行政改革小委員会に対応する機関として設置され

た。同小委員会は、各論の検討作業を行う四つのワーキングチームを設けたが、当プロジェクトのメンバーは、各チームの主査ないし委員として、検討作業の基本的視点や検討テーマの設定などにイニシアチブを発揮するとともに、適宜、チーム間の相互調整などを行ってきた。今後は、基本的に各チームにおいて設定したテーマに沿って、具体案の詰めの作業を精力的に行っていく。

以下、各ワーキングチームの作業経過と主要な議論のポイントの報告をもって、当プロジェクトの報告とする。

一 行政組織・特殊法人チーム

1 作業経過

当チームは菅直人（さきがけ）主査を中心に、七名のメンバーによって、一〇回にわたり協議を続けた。

2 検討課題と議論のポイント

各検討課題と議論のポイントは次のとおりである。

(1) 特殊法人の統廃合

第2臨調、行革審の答申や審議資料、さらには全法人へのアンケートにもとづき、統廃合、民営化、経営の効率化などの統廃合に関する判断基準を検討した。なおこの間、政労連からのヒヤリングを行い、検討にあたっては雇用問題に最大限配慮することとした。

(2) タテ割り行政の弊害を除去する内閣機能の強化と公務員制度の改

内閣の総合調整機能の強化については、複数副総理・無任所大臣の設置、内閣官房の強化などを検討。また、公務員制度の改革については、採用・移動における公務員の一括人事管理、天下りの規制などを

検討した。

(3) 中央省庁の再編・合理化

中央省庁の再編・合理化については、改革の基本的視点として、

- ①単なる統廃合の視点のみならず今後の行政ニーズにあった組織強化策（環境行政、対外経済行政など）、②公共事業の効率的執行のための機関の設置－などを検討した。

(4) 国会における行政監視機関の設置

国会における行政監視機関の設置については、国会改革プロジェクトの検討作業に運動させ中長期的課題として扱うこととした。

二 規制緩和・新産業創出チーム

1 作業経過

当チームは、角田主査を中心に八名のメンバーで九回の会合を重ね、骨子案の策定および規制緩和の個別事項の絞り込みの準備を進めた。

2 検討課題

チームの報告の骨子案は以下のとおり。

(1) 規制緩和の基本的考え方

規制緩和にあたっての原則など基本的考え方を提示する。

(2) 当面の規制緩和の取組み

当面の緊急課題として、政府の「対外経済改革要綱」に盛り込まれた規制緩和施策の具体化を提案する。

(3) 中期的、抜本的な規制緩和の推進

中期的な施策である「規制緩和推進計画」策定に向けて、規制緩和基準の設定や規制を新設する際の審査システムの確立などの基本的指針、中期的な規制緩和の重点項目－を提案する。

(4) ケーススタディ

国民生活に密着した判り易いいくつかの具体的な事例について規制緩和のケーススタディを試みる。

(5) 新産業創出

新産業創出の観点から規制緩和の課題を提示する。

三 公共事業・補助金チーム

1 作業経過

当チームは、平田米男（公明党）主査を中心六名のメンバーで、各省庁からのヒヤリングを精力的に行うなど約二〇回の討議を重ねた。行財政改革を推進するにあたっての留意事項として、①臨調、行革審で指摘された内容を実現するための具体的方策の策定、②歳出の削減と効率化、③地方行革と地方分権の実現、④政治の義務と責任－を確認した。

2 検討課題と議論のポイント

各検討課題と議論のポイントは以下のとおり。

(1) 社会資本整備のあり方の見直し、公共事業のシェア硬直化の是正

産業基盤整備に偏っている現在の社会資本整備のあり方を見直し、

①高齢化社会、情報化、国際化の進展、環境保全などの時代のニーズに対応した生活環境整備型公共事業への移行、②硬直化した公共事業のシェアの見直し－について検討した。なお、一六本の公共事業長期計画の見直しは、今後の検討課題として扱われた。

(2) 公共事業の各段階における評価

公共事業の事前・実行・事後の各段階における評価システムを確立するために、①会計検査院の会計検査及び総務庁の行政監察機能

の強化、②衆参両院の決算委員会における事後評価と監査機能の充実について検討した。

(3) 公共事業の入札・発注のあり方

公共事業等の契約手続における透明性・競争性を確保するために、一般競争入札方式を原則とすることを確認し、履行保証制度として

(4) 履行ボンド制度の導入――などを検討した。

(4) 公共事業の統合・一元化

公共事業を社会資本整備の観点から総合的、効率的に行うために、重複した関連の部門や機能の統合・一元化の可能性について検討した。

(5) 補助金の見直し

①零細補助の整理・合理化、②一定期間を経過した補助金等の廃止を含む見直し制度の確立――などを検討した。

四 地方分権・地方行革チーム

1 作業経過

当チームは、畠山主査を中心に五名のメンバーによって検討作業を進めた。行財政改革を推進する上で、地方分権は極めて重要な課題であることは言うまでもない。しかし、すでに連立与党において「地方分権推進基本法に関するプロジェクト」が設置され、法制定のための具体的検討が進められていること、また地方分権は中央・地方の行財政制度のみならず、社会経済システムの改革という広範な課題を内包していること等から、本チームは当面、①高齢社会における自治体の役割を福祉を中心に展望し、そのために緊急に必要と思われる行財政権限の充実方策、②地方分権の担い手たる自治体の自立と自律機能を強化するための自治体行財政及び自治体政治のあり方――二つを基本課題とし、以下のような項目に沿って具体的検討を行ってきた。

2 検討課題と議論のポイント

各検討課題とポイントは次のとおりである。

(1) 高齢社会と地方分権――根拠と展望

地方分権の推進が要請される背景には、①人間に優しい地域社会、②人間の多様な生き方を尊重する社会、③誰にも安心・安全な社会等高齢社会における新たなニーズがある。これに対応するのが地方分権の課題であり、そのためには、④縦割り行政の是正、⑤行財政権限の自治体委譲、⑥自治体・住民の自己決定、自己責任の保障と確立、⑦活力ある地域社会、活力ある自治体政治を形成する必要がある。

(2) 地方分権の課題

イ 分権・自立型地域社会の形成

①お年より、子ども、女性に優しく安全な都市施設等人間に優しい地域づくり。

②医療・保健・福祉・年金等地域福祉のトータルなネットワークの形成。

③幼稚園・保育園の一元化等子どもを育むシステム形成。

④少子化に伴う教育施設の充実と地域利用の促進。

⑤下水道事業の一本化等公共事業の統合。

ロ 補助金の統合・メニュー化等自治体の財政自主権の保障と財源保障。

(3) 地方分権推進の具体的方策

イ 「地方分権推進基本法」の早期制定。

ロ 当面の方策

①新規立法における機関委任事務、団体委任事務、固有事務の振

り分け基準の設定これらを調整する「調整委員会」の国会設置等を内容とする「中央政府及び地方政府間関係調整法」の制定、

②機関委任事務の整理、③パイロット自治体の毎年申請化――等を行う。

(4) イ
自治体行財政の見直しと自治体政治の改革

イ
自治体の機構・行財政の見直し

①自治体の計画行政の確立、②政策評価システムの形成、③高齢社会対応の社会資本整備等自治体の歳出構造の見直し、④保母、ホーム・ヘルパー等の短時間職員制度の導入など地方公務員制度の弾力化、⑤組織・事務処理の合理化、⑥第三セクターの活用――などに取り組む。

ロ
自治体の政治改革

①情報公開条例の制定促進、オングズマン制度の導入、②多選禁止など首長選挙の改革、③議会の画一的選挙から多様な選挙制度への転換、④直接請求制度の見直しと住民投票制度の導入――などに取り組む。

一九九四・六・三

国会改革への取組について

議会制民主政治については、国民に信頼されることがその基本であり、したがって、国民を代表する国会が、真に国民に開かれたものとなるよう自己改革を行つて、国民の皆さんのがより強固な信頼を得ることこそが政治改革の基軸であります。

そこで、私共は、就任早々、「国会改革に関する私的研究会」を設け、国会改革について論議を重ね、本日、その議論の経過を踏まえて、別紙の「国会改革への一つの提言」として取りまとめました。

議院運営に委員会及び議会制度協議会において、この提言を一つの参考として、国会改革に取り組まれるようお願いいたします。

平成六年六月二日

衆議院議長 土井たか子
衆議院副議長 鯨岡兵輔

議院運営委員長 奥田敬和 殿

国会改革への一つの提言

一 政治倫理の確立

国会が国民の代表機関として、国民の信頼を得るために、不斷に、

の措置を講じること。

実効性のある政治腐敗防止のための方策について検討を進めるとともに、万が一にも政治疑惑事件が生じた場合には、自らその積極的な解明に努めることが必要である。そのため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

- 1 政治倫理審査会を常任委員会（政治倫理委員会）とすること。
- 2 政治倫理委員会は、政治疑惑事件が生じた場合に当該事件の解明を行うことは勿論、事件の解明を通じて、事件発生の原因及び構造について究明し、その防止策を策定する組織とすること。
- 3 国勢調査権に基づき行われる政治疑惑事件の解明のための政府に対する資料要求その他の政府に対する資料要求については、政府の資料提出を確保する措置を講じること。
- 4 「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」に基づき行われる政治疑惑事件の解明のための証人喚問その他の証人喚問については、尋問中の撮影禁止規定（同法第五条の二）を見直すこと。

二 国会審議の活性化

国会がその機能を十分に發揮し、活発かつ実質的な議論を行い、国民の負託により一層応えることができるようにするため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

- 1 議長、副議長及び常任委員長からなる常任委員長会議を活用し、機動的かつ円滑な国会運営に資するための協議を定期的に行うこと。
- 2 本会議において趣旨説明が求められている議案の委員会への早期付託、各委員会の定例日の見直し（あるいは定例日にとらわれない審査の実施）等の方策を講じること。
- 3 予算委員会その他の委員会につき、政策の実質的討議、適切な質疑時間の確保等、審査の実質化、計画化及び能率化を図るため

三 立法機能の充実

議院内閣制の下において、国会が国の唯一の立法機関としての機能を十分に發揮できるようにするため、前記一の諸事項の検討とあいまつて、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

- 1 議員立法の活性化に資するため、議員提出法案の提出手続について、これまでの慣行及び取扱いを簡素化すること。
- 2 議員提出法案（政府提出法案に対する修正案等を含む。）の作成及び提出並びにこれらに対する質疑等をより活発に行えるようになるため、起草小委員会の活用、自由討議時間の確保等、委員会運営の在り方を見直すこと。
- 3 立法補佐機構の一層の充実強化を図ること。

四 請願の取扱い

請願が憲法において保障された国民の権利であることにかんがみ、その審査をより実質的なものとするため、次の諸事項について検討すべきであると思われる。

- 1 委員会は、請願について、会期中に、その内容に応じて隨時、審査するようにすること。そのため、各委員会において、「請願審査小委員会」を設置すること。
- 2 請願の審査結果について、請願者に報告する方途を講じること。
- 3 採択された請願については、委員会において法制化の可否についての検討を早急に行う等、その内容の実現を図るために措置をより積極的に講じること。

五 国会情報センターの設置

次の諸事項を行うための国会情報センター（仮称）について、その

組織の在り方を含めて検討すべきであると思われる。

- 1 政府の情報その他の収集した情報を集中的に管理し、議員の要求に応じて提供する体制を整備すること。

- 2 国会が刊行する会議録、広報等の配布及び販売を行うこと。
- 3 会議録、法案、法令、審議会答申等の国会情報をデータ・ベース化して、国會議員の利用に供するとともに、多くの国民に提供すること。

新たな政策合意にもとづく国会内での共同行動等を強化していくことにある。

- (3) 政策会議は、三党派の政審会長・政策調査会長等で構成する「閣外政策会議」（略称）のもとに、当面、a：福祉・行革・税制改革、b：安全保障、c：農業、の三つの課題についてただちに政策協議を開始する。
- (4) このため、「福祉・行革・税制協議会」「安全保障政策協議会」「農業政策協議会」を設置する。

2 構 成

(1) 政策会議は、三党派の政審会長、政策調査会長、各協議会の座長をもって構成する。

- (2) 座 長 関山 信之（日本社会党政策審議会会長）
副座長 菅 直人（新党さきがけ政策調査会会長）
- (2) 委 員 中島 章夫（グループ青雲代表）
上原 康助（安全保障政策協議会座長）
村沢 牧（農業政策協議会座長）

3 運営方法

1 設置についての目的・経過

- (1) 社会党の村山委員長と新党さきがけの武村代表の会談において、羽田連立政権発足の過程で、与党を離れた社会党、新党さきがけ、グループ青雲の三党派は政策協議を行うことで合意した。
- (2) 政策会議は、第一次連立（細川内閣）与党として、ともに協力し合った両党およびグループ青雲との信頼と細川政権の成果の上に、
- (3) 政策会議は、各会派の代表委員で構成し、座長、副座長を置く。
- (2) 政策会議は、毎週月曜日（一四時）を定例とし、必要とする政策協議を進めるとともに、課題について「〇〇政策協議会」を設置するなど、政策合意をめざして協議を行う。
- (3) 政策課題ごとの協議会の運営については、政策協議会で調整する。

4 三つの課題の設置目的

一九九四・五・二三（閣外政策会議）

〔福祉・行革・税制協議会〕（一二名で構成）

- a : 国民に対する公約である高齢社会の福祉プランの推進と、その裏付けとなる財源を明らかにする。
- b : 税制改革の前提として取り組むべき行財政改革案を取りまとめる。
- c : 今後とも所得税減税等を継続実施、及び不公平税制の是正、現行消費税の改廃、間接税の引上げなど、税制の抜本的改革案を取りまとめる。

1 目的

日本社会党と新党さきがけ・グループ青雲の 福祉・行革・税制協議会（略称＝福祉・ 行革・税制協議会）の設置について

〔安全保障政策協議会〕（六名で構成）

- a : 外交・安全保障政策の基本的課題について協議し、一致できる

- b : 当面、朝鮮民主主義人民共和国の核開発疑惑問題への対応について協議し、一致できる政策を明らかにする。

- (3) 「農業政策協議会」（六名で構成）
 - a : ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意を踏まえて、今後の農業政策を協議し、一致点をとりまとめる。
 - b : 当面、六月末に決定される米価について対応を協議する。

2 構成

各党会派の一二名で構成する。

(2) (1)

座長 井出 正一＝新党さきがけ総務会長
副座長 細谷 治通＝日本社会党政策審議会副会長

とともに、副座長に荒井聰が加わった。委員は六月六日現在のものである。

（注）五月三〇日の閣外政策会議で「民主の風」が参加することが決まった。これにともない、名称に「民主の風」を挿入するものである。

（注）五月三〇日の閣外政策会議で「民主の風」が参加することが決まった。これにともない、名称に「民主の風」を挿入するとともに、副座長に荒井聰が加わった。委員は六月六日現在のものである。

- (1) 国民に対する公約である高齢社会の福祉プランの推進と、その裏付けとなる財源を明らかにする。
- (2) 税制改革の前提として取り組むべき行財政改革案を取りまとめる。
- (3) 今後とも所得税減税等を継続実施、及び不公平税制の是正、現行消費税の改廃、間接税の引上げなど、税制の抜本的改革案を取りまとめる。

田中 甲 五十嵐文彦 枝野 幸男
前原 誠司

(以上、新党さきがけ・グループ青雲・民主の風)

一九九四・六・六（閣外政策会議）

「農業政策協議会」報告

—麦価及びなたね価格に関する—

3 運 営

(1) 運営の調整等のため、四名程度の幹事を置き、隨時会議を開く。

(細谷＝社・衆、峰崎＝社・参、玄葉＝さ・衆、五十嵐＝青・衆)

(2) 協議会の中に、「福祉プロジェクト」と「行財政プロジェクト」を設置する。

(3) 会議は週二回を定例とする。

(4) 進め方は、従来の税制改革協議会を踏まえ、さらに関係各省庁、

及び学者・専門家、生活者・消費者、女性等の立場から隨時、意見

見聴取などを行い、協議していく。

(5) 国民の意見を求めるため、専用FAXを設置する。(予定＝六

月一日から七月十五日まで)

(6) 協議内容については、進行状況やまとまつたものを隨時公表す

る。

(7) 会議開催は公報に掲載する。

(8) 会議には、所属政党・会派議員であれば自由に参加できる。

(9) 検討開始後、連立与党及び自民党の議員からオブザーバー参加

の希望があれば認める。

(10) 事務局は、各党会派の事務局をもって構成する。

※別添資料

- ①麦価及びなたね価格に関する要請書（農業政策協議会、九四・六
・一二）

- ②平成六年産麦の政府買入価格（諮問案）について（食糧厅九四・
六・三）

- ③平成六年産なたねの基準価格等について（農水省農蚕園芸局、

農業政策協議会は、平成六年産麦の政府買入価格及び関連対策、並びに、平成六年産なたねの基準価格等及び関連対策につき、下記の通り活動しましたので報告致します。

座長 村沢 由紀夫 牧

副座長

鳩山

山口

牧

記

六月一日（水）15：00 関係諸団体より要望聴取

六月二日（木）9：45 農林水産省への要請内容の検討・合意

加藤農林水産大臣に要請

17：00 食糧厅より状況聴取

（以後翌朝まで状況聴取及び要請）

六月三日（金）8：30 食糧厅より米価審議会諮問案聴取
(六月三日（金） 米価審議会—政府諮問案了承)

59

九四・六・三)

④ 平成六年産麦価及びなたね価格関連対策（食糧庁・農蚕園芸局、
九四・六・三）

⑤ 米価審議会答申（九四・六・三）

※今後の予定

六月八日（水）一〇時 農政審議会の検討状況につき農水省より
聴取。別途、今後の進め方及びスケジュールについて協議する予定。

以上

一九九四・六・二

麦価及びなたね価格に関する要請書

国内産麦の作付面積は依然として大幅な減少を続けており、出回り
数量も実需者と合意している契約基準数量を大きく下回る状況が続い
ている。こうした状況を踏まえ、基幹作物である麦の作付け意欲が喚
起されるよう政府買入価格を決定するとともに、生産振興、流通、需
要拡大等、関連対策を早急に充実・強化するよう要請する。

一 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意のもとで、生産者は、
今後の農業・麦作に大きな不安を抱いている。麦類が、日本の基礎
的な食糧であるとの位置づけを明確にし、麦作農家が安心して生産
に励めるよう、自給率の向上を基本とした中長期的生産振興策・經
営対策を講じるとともに、中期的な政府買入価格安定の方向を明確

にすること。

二 麦の政府買入価格について

麦作付面積は、転作緩和や買入価格の引下げ等による収益性の低
下等により減少し、自給率は低下している。平成六年産麦の政府買
入価格は、再生産の確保と生産意欲の喚起を図るため、現行価格以
上に引上げること。

三 政府買入銘柄区分について

① 需要が強い小麦・はだか麦については、銘柄区分を引上げ、生産
奨励金の交付要件を改善すること。
② 優良新品種については、速やかな普及を図るため、銘柄区分を改
善すること。
③ 良品質ビール大麦生産を進めるため、等外上麦減少に向け、需要
がある麦種（非醸造用大麦等）の銘柄区分を引上げ、生産奨励金
の交付要件を改善すること。

四 新品種の研究及び開発について

① 地域の営農条件に即した良質で加工適性に優れた用途別品種の早
期開発・普及を図るため、試験研究体制を強化すること。
② 収益性向上のため、麦作の高水準技術の開発・普及を強化するこ
と。

五 麦加工製品の輸入増大は、国産麦類に大きな影響を及ぼすことを
考慮し、品質の向上と流通の改善を図るため、高品質共同乾燥調整
・ばら流通施設の整備改善対策について充実・強化すること。

六 用途拡大、加工利用技術の基礎的調査・研究・開発の強力な支援
施策の充実により、国内産麦の需要拡大対策を強化すること。

七 緑肥作物の導入等、土壤や環境を保全し、持続可能な農業を振興
する助成措置を強化すること。
八 生産コストに大きな役割を占める農業機械や肥料等の資材が、安
価に供給される適切な措置を講じること。

九農業生産基盤整備に係る農家負担の軽減対策を講じるゝべく。
十なたねは、地域の貴重な特産農産物であり、その生産の確保、品質の向上を図るため、必要な措置を講じるゝべく。

一九九四年六月一日

日本社会党、新党さきがけ、グループ青雲、民主の風
農業政策協議会
農林水産大臣
加藤六月殿
一九九四・六・二一

（主産地・北海道（煙）、群馬、埼玉、栃木、福岡、熊本、佐賀
（それぞれ田）
過去3年の資本利子・〔単収〕〔5年産麦の基本価格〕
〔地代全額算入生産費、〕〔9,092円〕
〔物価修正〕の平均

(2) 政府買入価格

六年産小麦の政府買入価格は、基本価格に所要の調整を行つむ
のべし。

$$\text{基本価格} + \left[\begin{array}{l} \text{5年産政府買入価格} \\ \text{(銘柄区分II・I等)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{9,110円} \\ \text{9,083円} \end{array} \right]$$

$$= 9,083\text{円} + 27\text{円}$$

平成六年産麦の政府買入価格（諮詢案）について

$$= 9,110\text{円} \quad (\text{銘柄区分II・I等}60\text{キログラム、裸価格})$$
$$\left[\begin{array}{l} \text{5年産政府買入価格} \\ 9,110 \end{array} \right]$$

平成六年産麦の政府買入価格（諮詢案）について、次のよひに
算定する。

1 小麦

(1) 基本価格

生産性の向上を価格に的確に反映せらるたむ、生産地の資本利子・地代全額算入生産費を基礎とし基本価格を算定する。

大麦（銘柄区分II・I等50キログラム、裸価格）6,540円
〔5年産政府買入価格〕
〔6,540円〕

$$62,824\text{円}/10\text{a} \div 415\text{kg}/10\text{a} \times 60\text{kg} = 9,083\text{円}$$

$$\text{はだか麦(銘柄区分II・I等}60\text{キログラム、裸価格})9,421\text{円}$$

〔5年産政府買入価格
9,421円〕

しかしながら、我が国の麦作は、土地利用型農業の根幹作物であり、面積の増加等に伴い、その作付面積は減少傾向にある。主要食糧である麦について、国内産による安定的な供給を確保していくためには、品質及び生産性の向上、流通の円滑化等を推進していくことが重要である。

平成六年産なたねの基準価格等について

1 標準価格

生産費により産出された基本価格一一、六〇四円（対前年基準価格▲〇・三〇%）に所要の調整額（三五円）を加える。

六〇キログラムにつき一一、六三九円

（前年基準価格一一、六三九円と同額）

このため、国内産麦及びなたね振興の観点に立って、次のような施策を講じることとする。
1 政府買入価格
麦について主産地方式による算定結果は、現行価格を下回る水準となつたが、麦作をめぐる諸情勢にかんがみ、所要の調整を行い、据え置くこととする。

なお、なたねについても同様とする。

2 最低基準額

六〇キログラムにつき四、〇二一五円

（前年最低標準額四、〇一一五円と同額）

2 良品質麦生産への誘導（格付改善等）
(1) 需要の強い小麦及びはだか麦の生産を確保するため、実需者の評価を踏まえつつ、ハルユタカ、タクネコムギの格付改善を行うとともに、イチバンボンについて二等麦を契約生産奨励金の対象とする。

平成六年産麦価及びなたね価格関連対策

- (2) 良品質新品種麦の速やかな普及及び円滑な作付転換を促進するため、北見六六号の上位格付けを行う。
- (3) ビール大麦からの麦種転換を促進し、需要の動向に応じた大麦生産を推進するため、実需者の評価を踏まえつつ、カシマムギ、ニシノチカラの格付改善を行う。

ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の決着により、わが国における麦作の将来に対し、生産者は大きな不安を抱いている状況にある。

(別紙)

3 国内産麦及びなたねの品質改善、需要の拡大等を図るため、実需者の意向も踏まえ、良質早生多収、加工適性及び耐病性等に優れた品種の開発に努めるとともに、その早期普及を図る。

4 流通の円滑化並びに麦作及びなたね作経営の安定

(1) 品質の向上、流通の円滑化に資するよう、共同乾燥調整施設、ばら流通施設等の整備を促進する。

(2) 生産性の向上、収益性の改善を図るため、生産の組織化・規模拡大を推進し、緑肥の導入等による地力の向上・土づくりなどのきめ細かな営農指導を進めるとともに、生産態様に応じた麦作技術の開発・普及を促進する。

(3) 麦作及びなたね作経営の安定に資する環境を整備するため、排水対策をはじめとする土地基盤の整備、機械化の促進及び農機具費等生産資材費の節減を進める。

答 申

一九九四・六・三

(注) 平成七年産から適用

- ・ハルユタカ・タクネコムギ（II→I、B→A）
- ・北見六六号（新格付、I、A）
- ・カシマムギ（II→I、B→A）、ニシノチカラ（III→II、C→B）
- ・イチバンボシ（2等麦を奨励金の交付対象）

平成六年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。
記

政府案については、

5 麦作経営の中長期的対応方向
(1) 新政策で示された「望ましい稻作経営の展望」における稻・麦複合経営、平成五年九月に示された「畑作経営の展望」の実現を目指し、麦作の生産態様に応じたきめ細やかな振興対策を講じる。
(2) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業協定等日本農業をとりまく環境の変化に対応し、麦を含む農産物の需要・生産に関する長期的展望についても、農政審議会等の意見を踏まえ、適切に検討を進める。

(参考)

上記のほか、麦の流通契約における生産者連賃負担については、五年産に引き続き、六年産においても軽減されることが決定済み。

(1) 最近における生産意欲の減退、作付面積の減少の動向からみて価格の引き上げを図るべきである。
(2) 最近の内外価格差の同行及び価格よりも構造面に重点を置くべきとの観点から基本価格に調整額を加えることなく、引き下げるべきである。

との意見があつたが、その他多くの意見は、政府案に賛成又は止むを得ないとのことであったので、この際政府案によることはやむを得ない。

いものと認める。

(附帯意見)

- (1) 国内農業における麦作の位置付けを明らかにし、中長期的展望の下に麦作振興のための対策を確立すること。
- (2) 麦の新品種の開発、輪作体系の確立等総合的な技術対策を講じその成果の普及に努めること。
- (3) 麦価の算定方式については、基本政策の方向付けをみながら再検討すること。

平成六年六月三日

米価審議会会長 澤邊 守

農林水産大臣

加藤 六月 殿

政策資料（九四年四月～六月）

4月

【主要掲載資料一覧】

・1994年度政府予算案

「特集」

成果のポイントと課題

5月

「資料」

「特集」

・日本社会党全国政審会長・政策担当者
会議報告

「資料」

・129国会成立「日切れ法」一覧・解説
・高齢社会福祉ビジョン懇談会
「21世紀福祉ビジョン」について

6月

「特集」

・総理の所信表明に対する代表質問
「資料」
・新たな連立政権樹立のための確認事項
・政権離脱に至る経過とわが党の態度
・社会主義インター国際大会関係資料

環境保全型農業の展開へ

行川 清

一 環境保全型農業の必要性

ガット・ウルグアイラウンド交渉（UR）が昨年十二月に合意され、日本農業は大きな転換点を迎えた。また、昨年は、戦後最悪のコメ凶作という事態の中で、日本農業の方方が根本から問われることになった。

そもそも、UR交渉における農産物の扱われ方は、工業製品のそれと同じであり、化学肥料、農薬、かんがいを駆使し、資源を投入し、営農規模の拡大によって、主力農産物を量産し、国際競争力をつける、という近代農法といわれるものである。

これを強引に主張したのがアメリカであつたが、当のアメリカでさえも、いまでは地力の低下、侵食、水資源の減少、地下水の汚染

砂漠化などによって、農業破壊が顕著となり近代農法の限界が露呈されている。

ひるがえって、わが国では自民党農政によ

る減反政策の押しつけや、効率と省力化を目指した化学肥料や農薬の大量使用によって、農業基盤そのものの破壊と環境汚染が進んだ。

耕作放棄地の増加など農業・農村の荒廃は目を蔽うばかりである。また、農業・農村の荒廃に拍車をかけたのが、未曾有のコメの大凶作であった。

このような農業の現状の中から、土の本来の力を活かしながら、作物の生命力を引き出し、地域に即した多様で複合的な営農の重要性が認識されるに至った。すなわち、自然農法、これをより拡大した環境保全型農業の重

要性である。

EC諸国では既に、地球環境の調和という

広い見地から、環境保全型農業の重要性の認識が深まり、政策化がはかられている。

アメリカでさえも一九八九年に全米研究評議会（NRC）の報告書において「環境保全型農業は農政の中で明確な支援を得た」とさられるに至っている。

一方、わが国においては、昨年にやっと農林水産省が中心となり、基本計画作りがなされ、今年度において、環境保全型農業推進本部が設立され、その活動が開始されたのが実態である。

二 環境保全型農業とは

環境保全型農業の概念規定については「有機物の土壤還元等による土づくりと合理的な付け体系とを基礎として、化学肥料、農薬等の効率的利用によりこれら資材への依存を減らすこと等を通じて環境保全と生産性との調和などに留意しながら、幅広く実践できる持続可能な農業」（農水省発行パンフレット「Q/A」と定義される。

一般には、有機農業が環境保全型農業の典型である、とされているが、ここでは有機農業は、環境保全型農業の一形態であることに

注意する必要がある。

そこで、定義からも明らかなように、環境保全型農業を大きく分類するとすれば、次のような種類のタイプに分けることができる。

① 化学肥料 農薬等の資材の適正使用

作物に吸収されないで、地下水や河川に流れてしまう化学肥料や農薬等の環境負荷量を軽減することである。これには、農業者に対する意識啓発と化学肥料や農薬等の資材等を軽減しうる土づくりや最適な農法の開発・普及これをふまえた新しい経営方式の確立をはかる必要がある。

② リサイクルによる環境負荷の軽減

リサイクルの促進による環境負荷の軽減は、家畜ふん尿の適切な処理を通じて、耕種部門において有効利用していくということである。このため、畜産及び耕種農家の意識啓発とリサイクルシステムの技術体系の確立が急がれる。

③ 有機農業等についての取組み支援

有機農業等についての取組み支援という観点から、有機農業に関する技術情報の提供、生産方式を導入する際の支援、施設等の基盤整備、農産物の適正な表示等を推進する必要がある。

以上のように環境保全型農業には、様々な種類のタイプ（タイプIからタイプN）が考えられ、それをまとめたのが参考1表である。

環境保全型農業を推進するに当たっては、

化学肥料や農薬等の生産資材の節減等によって、労働時間の増加、コストの上昇、単収や外観の低下といった経営面でのマイナスが生ずる。これに対処するには、先進的な技術や経営方式の導入はもとより、この取組みに対する消費者の理解が必要になる。

消費者自身が安全な食料を求める意識の醸成が求められるし、外観にどうわざない本物指向への購買・消費行動が重要になろう。

三 環境保全型農業の推進

農水省の推進本部によれば、環境保全型農業の推進にあたっては、この農業そのものが

生産、流通、消費を通ずる仕組みの中にしっかりと位置づけられることが必要である、とされる。そのためには、農業生産現場において、土づくりや合理的な作付け体系等の基本技術のうえに、新たな技術体系を探り入れた農法の組立て、普及、定着を図らなければならない、とされている。

四 政策の目標と対策

この点について、社会党の農水部会での勉強会（四月二十七日）では、「推進の方向性

が農業技術面に偏っているのではないか」と指摘がなされ、「むしろ、環境保全型農業を推進していく周辺部分の環境づくりに、力を入るべきではないか」という意見が出された。

このような意見は、今後、「全国環境保全型農業推進会議」（別表）の場でも論議され

ようが、農水省は次の推進段階を提示している。

第1段階（～平成五年度）「環境保全型農業の取組み事例が各地に散見」として、国、

都道府県の各段階での推進体制の整備と、これに資する既存の技術資材の普及の推進。

第2段階（平成六年度～平成十年度）「環境保全型農業の取組みが各地で増加・面的に拡大」として、市町村段階での推進体制の整備、農業生産現場での意識の向上、新しい技術・資材等開発の進展、農薬による環境負荷のモニタリングの推進。

第3段階（平成十年度～）「環境保全型農業の取組みが一般化・定着」として、生産・流通・消費等関係者間の相互理解の進展、新しい技術・資材等の活用によるレベルの向上となっている。

る農業生産活動を展開すること」（農水省の「考え方」より）になろう。

この最終目標を達成するために、次のような短・中期目標の設定が必要になる。

I 環境保全型農業についての社会的コンセ

ンサスづくり

II 環境保全型農業の取組みの拡大と定着化、

III 環境保全型農業推進対策の強化と進捗状況のフォロー

IV 新たに開発された技術等を取り入れた環境保全型農業技術体系の確立

これららの目標を達成するための具体的な対策については

- ①「運動の展開と実施体制の整備」として、全国及びブロック推進会議等運動の展開と推進、国・都道府県・市町村における推進体制の整備。
- ②「環境負荷の軽減」として、農薬の使用基準の見直し化学肥料の適正使用の推進、低環境負荷資材の開発、家畜ふん尿の適正処理の促進、農薬による環境負荷モニタリング推進。
- ③「新たな農法の推進」として、土づくり等を基礎とした現行技術の改良、新しい技術・資材等個別技術の開発・組立て、新たな技術指針の策定、各種補助事業をはじめ農業改良資金、農林漁業金融公庫資金等の充実、農業・農村整備事業にかかる生産条件整備等。

- ④「リサイクルの促進」として、家畜ふん尿リサイクルシステムの構築等。
- ⑤「社会的受容条件の整備」として、消費者等への意識啓発等。

をあげることができる。

五 国民的運動への昂揚の可能性

UR合意後、また、近年まことに大凶作を経験して、わが国の農業の基本的あり方が、消費者をまきこんだ形で、国民的世論の盛り上がりを見せていることは、周知の事実である。例えば、農家が、低農薬、有機肥料で栽培して、直接、消費者に販売する「特別栽培米」の制度活用が、昨年の三倍にも増加していることが報じられている。

このことは、農家にとっても、環境保全型農業が経営として継続しうるし、さらに、広くは、自然循環型の本来の意味での「持続型農業」をも展望しうる素地を与えている。もちろん、食の安全を求める消費者ニーズが、車の両輪の一つになって、この運動に拍車をかけ、行政がこのプロモート役を果たすことが望まれる。

従って、この環境保全型農業の推進運動を社会党が全国的な規模で展開すれば、来るべき統一自治体選挙、参院選挙そして、総選挙に、良い結果をもたらすはずである。

ちなみに、現在、環境保全型農業が実践されている事例を上げれば、次のような代表事例を紹介することができる。

★千葉県柏市田中地区

植物を主体とした未利用有機物資源のリサイクルシステムのもと、少農薬栽培が普及。

★高知県四万十川流域八市町村

生活雑排水や畜産廃棄物対策として、土づくりやりサイクルに取り組み、環境保全を努力

★滋賀県湖東地区

「琵琶湖富栄養化防止条例」により、施肥改善など、農業者の意識向上。

★北海道立中央農業試験場

農薬と化学肥料を二割削減することを目標にした北海道特有のクリーン農業の確立。

★山形県高畠町和田地区

都会の子供たちに「たかはた共生塾」を開校、有機農業の重要性を認識。

★新潟県笛神村

首都圏消費者との「ゆうき的なつながり」を通じて、農産物の有機栽培を推進。

★愛知県J.A豊田市

量から質、安全・安心・おいしさを求め、クリーンな米づくりに挑戦。

★島根県島根石見農協

町、農協をあげて「土づくり」運動に取組み、水稻作において有機低農薬栽培が広まる。（なめかわきよし・政審書記―農水部会担当）

〈参考〉

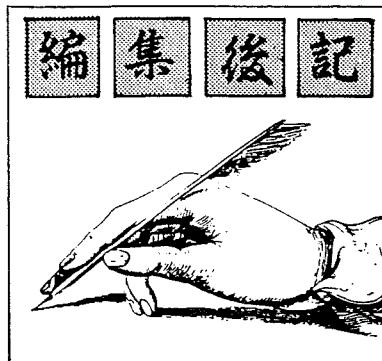
環境保全農業のタイプのイメージ

各タイプの農業の実践の条件				
区分	タイプI	タイプII ・・・タイプN	減～無化学肥料・ 減～無農薬栽培	有機農業
内容	土づくり等既存の技術を活用して可能な範囲で化学肥料、農薬を節減（例えば慣行の2割程度節減）すること等により環境負荷を軽減	リサイクルの推進、施肥・防除基準の見直し、新技術・資材の活用の推進等により、一層環境負荷を軽減	環境負荷の軽減と同時に、消費者ニーズに対応して、化学肥料、農薬を慣行のおおむね5割以下～全く使用しない栽培方法により農産物供給	環境負荷の軽減と同時に、消費者ニーズに対応して、化学肥料、農薬に基本的に依存しない栽培方法により農産物供給
具体的な技術	<ul style="list-style-type: none"> ・土づくり ・田畑輪換、合理的な作付体系 ・緩効性肥料 ・側条二段施肥（水稻） ・フェロモン ・天敵昆虫・微生物、拮抗生物 ・施肥基準、防除要否の判断基準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用有機物の高速肥料化技術 ・高精度発生予察と迅速情報伝達 ・耐病・耐虫性を備えた高度抵抗性品種 ・地形連鎖を利用した養分の合理的な利用技術 ・廃プラ等農業廃棄物の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・在来種苗の再導入 ・あいがも導入 	
経営・生産等	単収、外観の低下、コストの上昇等を伴わないように推進	できる限り単収、外観の低下、コストの上昇等を伴わないように推進	単収、外観、コスト等には必ずしもこだわらない	
	全国的に推進 条件の整った経営体で推進 消費者の評価が得られることが必要			

◆ 激動、激震、大揺れと称されるほどに政局

の陣痛が続いています。昨年八月の連立政権の誕生を政界再編第一幕とすれば、細川首相の辞任・羽田内閣の発足以後のそれは、第二幕にあたります。社会党は、先の中央委員会で羽田内閣に総辞職を求め、そのうえで第三期連立内閣を出発させようという方針を決めています。何が起きようとも不思議なことはない。一寸先は闇、とう格言もあります。この小さな冊子が活字になる頃、第二幕に一つの結論がつけられています。

◆ その結論は、数と金にまかせた権力争いやパワーゲームといった要素によって、理念・政策・手法を大切にすることによって導き出されるものであるべきだと思います。しかし、連立政権は、理念・政策・手法が異なる政党が組み合うわけですから、「すり合わせ」の価値をどこの求め合えるかによって決まることがあります。政権が憲法を尊重して行われるべきことを十分承認していながら、なぜ、社会党が改めて「すり合わせ」の価値として憲法を強調しているのかといえば、憲法の精神に沿わない政策判断の危険性が心配さ



れているからにはかならないからです。

◆ 社会党が、現在のままの自民党と政権を共にする理由がない、と明確に言い切れるのもここに理由があります。自民党は、長期一党支配の下で四〇年近くもの間、憲法の精神に沿わない数々の政策を進めてきたし、その延長線で憲法改正を綱領に掲げている政党ですから。自民党が、軍事大国を由としたり、先の侵略戦争を合理化したりする人たちと決然と袂を分かち、また、金権腐敗の温床と硬直した行政体質をつくりあげてきた政・官・財の癪着構造を思い切って改革しようというなら、話は別です。無理難題、

ですから、九五年度予算編成を社会党の参加した連立政権でつくり、利権構造を解体させが必要があります。

◆ この号から略称・閣外政策会議としてスタートした「社会党ときかけ・グループ青雲・民主の風」による「福祉・行革・税制協議会」や「農業政策協議会」、「安全保障政策協議会」など、政策の調整・立案のプロセスと成果を掲載できることなりました。政界再編の進む中、「一つの極」をめざす社民・リベラルの理念・政策・手法をつくりあげる共同作業として大切にしていきたい。(は・あ)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義
角田義一 前畑幸子
温井 寛 川那辺 博
石田 武 石田好数
早川幸彦 河野道夫
小川正浩 長谷川崇之
浜谷 慎

会計監査 秋葉忠利 系久八重子
兼務局長

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円

送料

六八円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)
郵便振替 東京〇〇一八〇一四

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

July 1994

No. 334

<FOREWORD>

TAGUCHI Kenji

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURE>

Interim report of the welfare program for the aging society

<DOCUMENTS>

*Documents on the 71st session of the Central Committee
of the SDPJ*

*Documents on the Policy Conference of the SDPJ and the
Sakigake Party*

<POLICY FOCUS>

On earth-friendly agricultural policies

(by NAMEKAWA Kiyoshi)

政策資料 7月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料68円)